

あります。私はセメントばかりではない、あらゆる日本の産業においてそういうことが起きているのではないか。政府の主として発表されるのは、昭和三十五年を一〇〇とした生産指數だけしか発表をおやりにならぬ。実際に膨大な設備投資をして、そしてことしや去年は調整に幾らか手をつけたではありますけれども、しかし、その前まで自由主義、自由経済のもとでかつて膨大な設備拡大をやつて、その償却と申しますか、設備資金と申しますか、そういうものは不況カルテルといふ法律を適用して、不況カルテルを、公正取引委員会がやるばかりでなしに、通産省はみずから生産調整というかつこうで、管理価格や、そしてカルテルを事前にやつて、企業が大事だからいふことだけで進めてきている。私は、それじゃ日本の中の労働者はこの生産に対しても何の用もなしていないのかどうか。いかに設備があつても、労働者の労働力なしに生産にはならないのであります。この労働者、生産の第一の柱である労働者を、国の経済全体の中で、不況といふバランスがくずれたら労働者の首切りで採算の帳じりを合わせますといふのであります。

私はそういう意味から第一にお尋ねしたいのは、企画庁の調整局長にお尋ねをしたいのであります。見えていませんか。

○委員長(千葉千代世君) いらっしゃいます。

○藤田藤太郎君 優増計画があり、中期経済計画があり、今度こそこれから新しい経済計画をお立てになるということになりますけれども、この方向といふものはどういうことになつていてるのかどうかといふことを私は概略お聞かせをいただきたい。

○政府委員(宮沢鉄蔵君) 近年の高度成長の過程で非常に活発な設備投資が行なわれたわけでございまして、その結果、いい面ももちろんあつたわけございまして、日本の産業の国際競争力が相当ついたとか、あるいは輸出の大団体が伸長が行なわれ、また、その間、雇用機会も相当ふえてきたので

あります。しかしながら、一面におきまして、一部の業種において行き過ぎたシェア競争から設備過剰を招いたことは、こうもやりたい、ああもやりたいと思つてやつたけれども、実際はできなかつた、今までの企業におきましては、一時帰休制だとか、あるいは採用中止だと、いろいろな形の雇用調整を行なわれたわけございまして、その後景気が漸次立ち直るに伴いまして、生産も徐々に回復過程を歩みつつあるわけございまして、労働事情も次第に改善の動きを見つけると思います。で、今後だんだんよくなつていくといふうにわれわれは考えておるわけでござります。しかしながら、いままでの動きを見ます場合に、今まで幾たびか、所得倍増計画であるとか、あるいは中期経済計画であらわれわれの意図に反して、とかくやはり行き過ぎた経済の動きが見られまして、その結果、先生御指摘のようないろいろな面でぐあいの悪い点もあつたわけであります。で、今度われわれのはうでは新しい長期経済計画といふものをつくろうと倍増計画も、よくよく考えてみれば、高い成長さえすれば、あとはどうでもいいやといふようなことはなかつたと思うのですがござりますけれども、実際問題といつましましては、そういう指針が与えられた結果、民間の企業が相当走りまして、そして、たとえば民間の経済といわゆる社会資本との不均衡であるとか、個々の産業についていえば、非常な過剰設備であるとか、そういうことが起つてきました。今度新しく計画をつくるに際しましては、今回の不況の経験にかんがみまして、景気の波動をやはり最小限にとどめることを頭に置きました、そして均衡がとれる、かつ、充実した経済社会の発展をはかるよう十分注意しなければならない、そういうふうに考えておりまして、そういう趣旨を十分生かしました。

して計画の立案に当たりたいというのが経済企画部の企業におきましては、一時帰休制だとか、あるいは採用中止だと、いろいろな形の雇用調整を行なわれたわけございまして、その後景気が漸次立ち直るに伴いまして、生産も徐々に回復過程を歩みつつあるわけございまして、労働事情も次第に改善の動きを見つけると思います。で、今後だんだんよくなつていくといふうにわれわれは考えておるわけでござります。しかしながら、いままでの動きを見ます場合に、今まで幾たびか、所得倍増計画であるとか、あるいは中期経済計画であらわれわれの意図に反して、とかくやはり行き過ぎた経済の動きが見られまして、その結果、先生御指摘のようないろいろな面でぐあいの悪い点もあつたわけであります。で、今度われわれのはうでは新しい長期経済計画といふものをつくろうと倍増計画も、よくよく考えてみれば、高い成長さえすれば、あとはどうでもいいやといふようなことはなかつたと思うのですがござりますけれども、実際問題といつましましては、そういう指針が与えられた結果、民間の企業が相当走りまして、そして、たとえば民間の経済といわゆる社会資本との不均衡であるとか、個々の産業についていえば、非常な過剰設備であるとか、そういうことが起つてきました。今度新しく計画をつくるに際しましては、今回の不況の経験にかんがみまして、景気の波動をやはり最小限にとどめることを頭に置きました、そして均衡がとれる、かつ、充実した経済社会の発展をはかるよう十分注意しなければならない、そういうふうに考えておりまして、そういう趣旨を十分生かしました。

して計画の立案に当たりたいというのが経済企画部の企業におきましては、一時帰休制だとか、あるいは採用中止だと、いろいろな形の雇用調整を行なわれたわけございまして、その後景気が漸次立ち直るに伴いまして、生産も徐々に回復過程を歩みつつあるわけございまして、労働事情も次第に改善の動きを見つけると思います。で、今後だんだんよくなつていくといふうにわれわれは考えておるわけでござります。しかしながら、いままでの動きを見ます場合に、今まで幾たびか、所得倍増計画であるとか、あるいは中期経済計画であらわれわれの意図に反して、とかくやはり行き過ぎた経済の動きが見られまして、その結果、先生御指摘のようないろいろな面でぐあいの悪い点もあつたわけであります。で、今度われわれのはうでは新しい長期経済計画といふものをつくろうと倍増計画も、よくよく考えてみれば、高い成長さえすれば、あとはどうでもいいやといふようなことはなかつたと思うのですがござりますけれども、実際問題といつましましては、そういう指針が与えられた結果、民間の企業が相当走りまして、そして、たとえば民間の経済といわゆる社会資本との不均衡であるとか、個々の産業についていえば、非常な過剰設備であるとか、そういうことが起つてきました。今度新しく計画をつくるに際しましては、今回の不況の経験にかんがみまして、景気の波動をやはり最小限にとどめることを頭に置きました、そして均衡がとれる、かつ、充実した経済社会の発展をはかるよう十分注意しなければならない、そういうふうに考えておりまして、そういう趣旨を十分生かしました。

して計画の立案に当たりたいというのが経済企画部の企業におきましては、一時帰休制だとか、あるいは採用中止だと、いろいろな形の雇用調整を行なわれたわけございまして、その後景気が漸次立ち直るに伴いまして、生産も徐々に回復過程を歩みつつあるわけございまして、労働事情も次第に改善の動きを見つけると思います。で、今後だんだんよくなつていくといふうにわれわれは考えておるわけでござります。しかしながら、いままでの動きを見ます場合に、今まで幾たびか、所得倍増計画であるとか、あるいは中期経済計画であらわれわれの意図に反して、とかくやはり行き過ぎた経済の動きが見られまして、その結果、先生御指摘のようないろいろな面でぐあいの悪い点もあつたわけであります。で、今度われわれのはうでは新しい長期経済計画といふものをつくろうと倍増計画も、よくよく考えてみれば、高い成長さえすれば、あとはどうでもいいやといふようなことはなかつたと思うのですがござりますけれども、実際問題といつましましては、そういう指針が与えられた結果、民間の企業が相当走りまして、そして、たとえば民間の経済といわゆる社会資本との不均衡であるとか、個々の産業についていえば、非常な過剰設備であるとか、そういうことが起つてきました。今度新しく計画をつくるに際しましては、今回の不況の経験にかんがみまして、景気の波動をやはり最小限にとどめることを頭に置きました、そして均衡がとれる、かつ、充実した経済社会の発展をはかるよう十分注意しなければならない、そういうふうに考えておりまして、そういう趣旨を十分生かしました。

して計画の立案に当たりたいというのが経済企画部の企業におきましては、一時帰休制だとか、あるいは採用中止だと、いろいろな形の雇用調整を行なわれたわけございまして、その後景気が漸次立ち直るに伴いまして、生産も徐々に回復過程を歩みつつあるわけございまして、労働事情も次第に改善の動きを見つけると思います。で、今後だんだんよくなつていくといふうにわれわれは考えておるわけでござります。しかしながら、いままでの動きを見ます場合に、今まで幾たびか、所得倍増計画であるとか、あるいは中期経済計画であらわれわれの意図に反して、とかくやはり行き過ぎた経済の動きが見られまして、その結果、先生御指摘のようないろいろな面でぐあいの悪い点もあつたわけであります。で、今度われわれのはうでは新しい長期経済計画といふものをつくろうと倍増計画も、よくよく考えてみれば、高い成長さえすれば、あとはどうでもいいやといふようなことはなかつたと思うのですがござりますけれども、実際問題といつましましては、そういう指針が与えられた結果、民間の企業が相当走りまして、そして、たとえば民間の経済といわゆる社会資本との不均衡であるとか、個々の産業についていえば、非常な過剰設備であるとか、そういうことが起つてきました。今度新しく計画をつくるに際しましては、今回の不況の経験にかんがみまして、景気の波動をやはり最小限にとどめることを頭に置きました、そして均衡がとれる、かつ、充実した経済社会の発展をはかるよう十分注意しなければならない、そういうふうに考えておりまして、そういう趣旨を十分生かしました。

して計画の立案に当たりたいというのが経済企画部の企業におきましては、一時帰休制だとか、あるいは採用中止だと、いろいろな形の雇用調整を行なわれたわけございまして、その後景気が漸次立ち直るに伴いまして、生産も徐々に回復過程を歩みつつあるわけございまして、労働事情も次第に改善の動きを見つけると思います。で、今後だんだんよくなつていくといふうにわれわれは考えておるわけでござります。しかしながら、いままでの動きを見ます場合に、今まで幾たびか、所得倍増計画であるとか、あるいは中期経済計画であらわれわれの意図に反して、とかくやはり行き過ぎた経済の動きが見られまして、その結果、先生御指摘のようないろいろな面でぐあいの悪い点もあつたわけであります。で、今度われわれのはうでは新しい長期経済計画といふものをつくろうと倍増計画も、よくよく考えてみれば、高い成長さえすれば、あとはどうでもいいやといふようなことはなかつたと思うのですがござりますけれども、実際問題といつましましては、そういう指針が与えられた結果、民間の企業が相当走りまして、そして、たとえば民間の経済といわゆる社会資本との不均衡であるとか、個々の産業についていえば、非常な過剰設備であるとか、そういうことが起つてきました。今度新しく計画をつくるに際しましては、今回の不況の経験にかんがみまして、景気の波動をやはり最小限にとどめることを頭に置きました、そして均衡がとれる、かつ、充実した経済社会の発展をはかるよう十分注意しなければならない、そういうふうに考えておりまして、そういう趣旨を十分生かしました。

して計画の立案に当たりたいというのが経済企画部の企業におきましては、一時帰休制だとか、あるいは採用中止だと、いろいろな形の雇用調整を行なわれたわけございまして、その後景気が漸次立ち直るに伴いまして、生産も徐々に回復過程を歩みつつあるわけございまして、労働事情も次第に改善の動きを見つけると思います。で、今後だんだんよくなつていくといふうにわれわれは考えておるわけでござります。しかしながら、いままでの動きを見ます場合に、今まで幾たびか、所得倍増計画であるとか、あるいは中期経済計画であらわれわれの意図に反して、とかくやはり行き過ぎた経済の動きが見られまして、その結果、先生御指摘のようないろいろな面でぐあいの悪い点もあつたわけであります。で、今度われわれのはうでは新しい長期経済計画といふものをつくろうと倍増計画も、よくよく考えてみれば、高い成長さえすれば、あとはどうでもいいやといふようなことはなかつたと思うのですがござりますけれども、実際問題といつましましては、そういう指針が与えられた結果、民間の企業が相当走りまして、そして、たとえば民間の経済といわゆる社会資本との不均衡であるとか、個々の産業についていえば、非常な過剰設備であるとか、そういうことが起つてきました。今度新しく計画をつくるに際しましては、今回の不況の経験にかんがみまして、景気の波動をやはり最小限にとどめることを頭に置きました、そして均衡がとれる、かつ、充実した経済社会の発展をはかるよう十分注意しなければならない、そういうふうに考えておりまして、そういう趣旨を十分生かしました。

際に、翌年度の経済の見通し、それから翌年度の経済政策の展開のしかた、そういうものをいわゆる経済見通しと、非常に簡単に申しますと言つておりますけれども、それをやるのが私たちの仕事の一つになつております。そのほか、当面のいろいろの各省の間の意見調整等につきましてわれわれが介入する場合がある。たとえば今度国会に物価対策の一環といたしまして、流通業務市街地の整備に関する法律案というものがこの間に出来たわけでござりますけれども、これは実は、たとえば東京とか大阪とか、そういう周辺に大規模な流通センターをつくつて、そして流通の近代化と交通の緩和、そして物価問題の解決に資そうといふことでございますが、これをめぐりまして建設省、運輸省、通産省、農林省、この方面みな関係するわけでございます。この方面の意見と調整して法案をまとめたといふことも私たちの仕事でござります。それから、たとえば経済協力の関係を申しますと、外務省は外交的見地から、大蔵省は主として財政的見地から、あるいは通産省は主として貿易の見地からそれぞれ経済協力に関しての意見があるわけでござりますが、そういう場合の意見の総合調整といふことも現在われわれのほうで行なつておる仕事でございます。主として経済企画庁の中で、こういふ経済問題をめぐりまして過去のいろいろな経済の分析をするのが調査局。現在の問題につきまして各省間の意見調整をしたり見通しを立てたりといふのが調整局。それから、少し長い目で見て長期計画をつくりますのが総合計画局といふふうに一応分担をきめておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 そろそると、いまあなたがお逃げになりましたけれども、今までの行政がどうなつておるのか、国民生活がどうなつておるのか、経済がどうなつておるのか、各省の行政がどうなつておるのかと、いろいろなことを調整するところはあなたのところではないですか。あなたのところで調整して、こういふ内で総合的な今後の長期の経済計画を立てるというのは、調整局の意見

を聞いて計画を立てるのが計画局じゃないですか。私は、今日まで行なわれている行政上の欠陥を今後どう補正していくか、直していくか、このことは調整局でやるわけでしょう。だから私は三つほどの点をあげた。そしたら、それは計画局の問題で、私たち調整局のほうの関係じゃありません。このは少しおかしいじゃないですか。倍増計画があつて、十年倍増計画がまだ五年しかたっていないのです。それで途中で中期経済計画を立てて、これはいかぬといつて、今度長期計画を立てるといふのはどこが判断したのか、調整局が中心になって判断したのではないですか、それがつかするところがないじゃないですか。だから、具体的な問題として私は三つの問題をあげた。たとえば投資の問題でも、私はこの前の予算委員会で企画庁長官、通産大臣に特に質問をいたしましたけれども、鉄鋼の業界における過剰投資、砂糖業界なんか十日間しか操業していないのに近代工場をどんどん建てるというのは、国民がこれだけ困っているのにそれだけ金をつき込むというのがほんとうの生きた政治かどうか、私は質問したけれども的確な答えがなかつた。佐藤総理は、できるだけ規制をしながら国民生活を守りますと、これらも言つた。言いながら、いま何をしている、調整局あたりが根元だと思うから聞いたら、それは計画局だという。肝心な具体的なことを逃げられたら、国民は、どのポストから国民に発表されるか、物価があなたのほうの発表でも四十年度は七・四%上がつたということをおつしやつてあるのです。その七・四%の物価が上がつたら、これは所得がふえたときにどうなるかという問題は、じやないですか、私はこの前の予算委員会のとき肝心のその根元をさわらないで、出先のところだけで物価対策を何ぼ立ててみても直りっこない

得は上がりました。しかし、物価が三割五分も七分も上がって、それだけ貨幣価値が下がつてしまつたのではないか、これは購買力が低下したからアンバランスが経済に出てきたのか、これはそんな専門家じゃなくてもわかることだと私は思う。直します直しますと言つたところで、去年七・四%物価上がつていつた、そういうことを踏まえて調整をして新しい経済計画を立てようといふ具体的な計画をつくるところは計画局かわかりませんけれども、実際を調整するのは調整局じゃないんですね。これはどうなんですか。

○政府委員(宮沢鉄藏君) 新しい長期計画を立てなければなりませんかと、それから、いま持つております計画が実際に即さなくなつたからこれはやめるべきだと、そういう判断は調整局です

るのではなくて、むしろ計画局でするのでござります。ただ、先ほど先生も御指摘になりましたように、新しく計画を立てる際にも、結局今までどう動いてきたかとか、そこでどういう問題があつたかとか、そういうことは当然新しい計画を立てる場合に十分頭に置いて考えなきゃならない問題でござりますので、それはもう計画局自身でも十分考えることでござりますが、日本のように現

在の問題を扱つておられるわれわれのほうでも、計画をつくります際にはいろいろ意見も言うというふうになつておるわけでございまして、主管局はあくまでも総合計画局でございます。

○藤田藤太郎君 私は思い出すわけでありますけれども、所得倍増計画をお立てになつたときに、当時、大蔵さんが調整局だったと記憶するのですが、どうですか。間違いですか。

○政府委員(宮沢鉄藏君) 大蔵さんは調整局長をやつたことはございません。計画局長でございま

して、それを計画局に計画を立てさせるという重要な、かなめな役割りじゃないですか。そうすると、調整局というのは、ただ現業厅現業厅と言つたら何ですかと、通産省とか建設省とか、そういうもののただ調整をして——いまのお話ですと調整も具体的にしない、計画局がみなやるんじやということになると、どうせ計画局長に来てもらつて質問をしたいと思ひますけれども、どうも何のために企画庁の中で調整局といふものが——調査は調査局がやる。その全体の調整をやって、今度は計画を立てるのが計画局、これがはかりました。そのこところは、調整局といふのは具体的に何をやるのですか。いまどういろいろなことをおやりになつておりますか。これ以上聞きませんから、お答え願います。

○政府委員(宮沢鉄藏君) 先ほども申し上げましたけれども、結局調整局でいまやつておりますのは、現在の経済についての現状把握並びにそれについての経済をどういうふうに運営したらいつかうよな問題、それから、その他なかなか各

省の間で意見のまとまらない問題の調整といふことをおやりになつております。これ以上聞きませんから、お答え願います。

○政府委員(宮沢鉄藏君) それから、長期的ないわゆる長期計画は調査局、それから、長期的ないわゆる

予算委員会では常に活発な議論が展開されていることは先生御承知のとおりでございます。そのほ

かは具体的ないわゆるいろいろな問題の処理でございまして、先ほど申しましたような各省の意見の調整の問題、特に最近は経済協力の問題が非常に大きくな

四

問題となつておりまして、経済協力をめぐる各省の意見調整がわりに仕事の上では大きなウエートを占めているというのが最近の実情でございます。

○藤田蔵太郎君　いや、わかりました。だから計画局長にここへ来てもらつたら、長期計画をやる。現状は調整局ですと、こうおっしゃるのだと思ひますが、そんなものなござりません。そろ

すれば、あなたの分野におけるいまの鉄や砂糖のあの投資現状というものはどういうふうに調整局としては調整して変えていこうとお考えになるのか。いまのセメント業界が六〇%しか操業していないという現状が去年のことじしも続いているわけですかけれども、それじやどうすればせつかくつくった工場をほこりをかぶらないで社会に貢献するようになんとか生産上昇が生まれてくるか、こういう点については私は調整局の仕事だと思う、いまの話を聞いて。これは間違いなら間違いでけつこうです。

それから労働問題にしても、地域別産業別労働力配置計画といふようなものが労働省から出てくる。その工場を配置がえをする予算の裏づけは國または地方自治体が裏づけをして、そこで就職の場をつくる。全体の殺到率が七とか八とかならないる率を勘案をして、地域の発展とあわせて雇用の確立をしていくといふ方針なんかに取り組まされるのが調整局のようには感じるのであります。すが、そういう点はどういうことなんですか。問

○政府委員(吉沢鉄藏君) 先ほど具体的にセメン
トとか鉄とか、ああいうものについての過剰設備
が相当あるじゃないか、こうおっしゃられます
と、まさにそのとおりであります。この状態を放
置しておくことはもちろん好ましくございません
し、これから成長過程において過剰能力を吸収
していくということが必要だと考えます。それ
で、いままでとがく経済全体の伸び以上に過剰設
備が生まれたということにつきましては、やはり
通産省とそういう行政指導の面でなお今後も検討

していただいたかなければならないというふうに考えております。で、具体的なそれぞれの業種につきましての行政指導は、これは通産省の分野であると思います。全体的なものの考え方方として、こういふ過剰設備が一体このままにしていいのかといふことは、これはやあいが悪いというふうに私は考えております。

それで、もう一つ労働力の、もう一回問題の、お舌

がございましたけれども、これは一応労働省のほうでそういう計画を立てておられるわけでありまして、そういう資料をいただき、そういうものも参考にして、先ほど申しましたように、年々の経済見通しの際の就業者数というは一体どのくらいになるのか、その場合の雇用者というは大体どういう程度の数になるのかといふ数字をもらいましたよなうな経済見通しの中に組み入れて、そして全体の経済のバランスをとつた姿といふものが一体どんな姿になるのが好ましいかということと、そのためにまたどういうふうに予算をつけなければいけないかということを資料として、先ほど申し上げましたよなうないわゆる経済見通しの資料をつくっておるのでございます。

○政府委員(宮沢鉄藏君) いまの設備投資の問題につきまして、非常に過剰設備があるわけでございまして、これをどういうふうに考へて、いつたらいいのか、また、将来過剰設備を起こさないよろしくするにはどうしたらいいかといふ問題については、ただそういうあいが悪いというだけでは困るじゃないかといふお話をございますが、まさに先生の御指摘のとおりだと思います。われわれのほうは、設備投資の問題につきましては、国全体で、たとえば投資の規模といふのは大体どの程度のものであるか、これは経済見通しの中に組み入れてあるのでございます。それをその場合に、当然各産業部門は大体どのくらいかということを見当をつけておるわけであります。それから、国全体の方向としましてのバランスの中で、それを翌年度大体どのくらいの設備投資が必要であるか、または適当と考えるか、それに合わせて予算面におきましては財投でいろいろそれを政府機関で金をつけておるわけでございます。で、さらにそれをブレイク・ダウンいたしまして、各産業、政府系の金融機関、たとえば開銀でありますとか、あるいは中小企業金融公庫とか、いろいろあるわけであります。そういうものがそれぞれどういふ産業設備、どういう業種にどのくらいの重点を置いて金をつけていくのが適当と考えるかというごとにつきましては、これは関係各省の意見も聞きまして、毎年政府系金融機関の産業設備に関する資金運用方針といふものをきめまして、これを閣議にかけて、一応協議決定の形をとりまして各金融機関に流しておりまして、そういう線に沿つて、中小企業のむだな設備投資が行なわれないよう、政府資金が非常に有効に使われるようになると、政府の金をたよらずに、どんどん民間ベースでいる異常な設備投資も行なわれてきたわけである。民間のベースでもつて流れている金が非常に大きいのでございまして、そういう面で要するに政府の金をたよらずに、どんどん民間ベースでいる

ります。そういう面の調整ということにつきましては、これは各所管官庁がそれぞれの業種につきましてやつておるのでございまして、具体的には通産省あたりでは産業構造審議会の中で部会をつくりまして、そうしてそれぞれ所管業種について、今年度は一体どの程度の設備をやるのが適当かというようなことにつきましていろいろ意見を聞いて調整をする、そうしてそれを公表する、関係金融機関にも流すというようなことをやつておるわけであります。そういう形で、いわゆる過剰な設備投資が行なわれないように、また、金が非常に有効に使われるようについての行政指導はしておると思います。そういう面で今までとにかく十分でなかつたことは確かだと思いますが、そういう形の調整機構ができるおりますので、これを活用して、再びいままで起こりましたような過剰設備問題が顕著にならないようにわれわれは期待しておるわけでございます。

社会保障でも、慈善や恩恵でなしに、これが生産と消費のバランスの一つの環として社会保障、所 得保障があり、明らかに経済の景気変動といはばかけたことをやらぬように、生産力をフルに回転して国民生活を守るよう経済がいまヨーロッパを中心にして発展しているじゃないですか。日本のように、ここに通産省が今日お出しになつておられます採業率を見ても、こんな低い状態であつて遺憾でありますということと、一步もお答えが出来ない。経済の面だけを議論していくならそういう議論で済むのです。しかし、その最終的な犠牲はどうへいく、労働者の犠牲であります。小野田セメントのことなどもそうです。過剰投資して、国民の購買力が低いから採業度が上がらない。そなへ金もうけをするために傍系に金を注ぎ込んで、この傍系がうまくいきいかない、両方の面から会社がちょっと都合が悪くなってきたら、その過剰投資の分だけは労働者の犠牲によつてやろう、経営方針として一番やさしい方法であります。一番やさしい方法でありますしょうけれども、それでは日本国民はどうなつてもいいという考え方、あなたはそういう考え方だと仰せになりませんけれども、そういうことが関連をしているということを私はお考えになつていなかないじやないか、そういう気がする。たとえば ILO いうふるなものをどういうかにお考えになつておりますか、ちょっとお聞きしておきたい。

的に推進しなければならない幾つかの項目を書いてあるわけであります。この重点的に取り上げなければならぬ項目として指摘されたものにつきましては、予算をつけます際にも、大蔵省はこれくらいあります。この項目が大きく分けまして五つくらいあります。その中に社会開発の推進という項目があるわけでございます。ここにあげられております項目はあまり長いものではないわけでございますが、たとえば労働力の問題につきましては、「労働力の有効な活用を図るため、長期的視点に立って地域別、産業別に労働力需給の計画的な調整を進めること」とし、労働力の適正な流动化、職業訓練の強化等積極的な雇用対策の推進を図る。というような文句もあるわけであります。これに即応いたしまして労働省のはうでいろいろ考えられるということにつきまして重点的に金をつけるということになつております。また、労働省だけなしに、いわゆる生活困窮者、身体障害者等につきましても特に項目を起こして、「国民生活の安定向上を図るため、社会保障施策を充実強化する」特に生活困窮者に対する生活保護であるとか、身体障害者の更生福祉等について配慮する、こういうようなこともある。あるいは人的能力の開発に関連しましては、「教育訓練の充実によって人的能力の開発をする。それから、地域間都市と農村、あるいは先進地域と後進地域との格差の是正をはかるために、農山漁村開発を含む地域開発の推進」というような問題は非常に重点的に取り上げておりますので、非常にわざかな、ページ数にいたしましても、いまの項目は二ページ半くらいのところでございますが、その中でいまのようなことは全部盛り込んでおるわけでございます。考え方として、労働者の問題はどうでもいいというようなことは毛頭考えません。結局経済の発展というのは、しいて言えば直接国民生活の充実向上、完全雇用というものが現在の経済政策の基本になつておると私は考えてるのでございま

○藤田藤太郎君 そうすると、宮沢さんね、私の考えが間違いなら間違いと指摘していただきたいのですから、それで、昭和三十五年から設備拡大が算術計算で大体二〇〇%ですね。それから他は企業努力や合理化で七〇%から八〇%くらいというのが去年の十月現在の数字であります。そういうふうになると、五年間に生産力に転化する条件は二七〇から八〇になつておる。そして、それではそこで働いてる日本の産業労働力のいま六割何分まで雇用労働者がきてるわけでありますけれども、雇用労働者の実質賃金はその五年間にどれだけ上がつたか。三十人以上の企業でも一一〇幾つであります。一般的の労働者の全体を見てみたら一〇〇幾つからほとんどあまり上がっていないといふ。このような生産条件に対して事実問題を私は言つわけであります。私は、生産力が上がれば上がるつたに応じて国民購売力、要するに消費の主権在民の経済計画にも通ずること思いますけれども、裏を返せば。しかし、そういうことを具体的にやつていくことが今日の主権在民の経済政策と私は思うのでありますけれども、いまのお題目だけ並べて、これもやりますやりますと言つけれども、具体的にはこういう現状にあるということです、考え方はどこにあるのか知らぬけれども、幾らいい文句を並べてみても、現実はこういつ状態である。この私の言うことが間違いでしょとかどうか、ひとつお聞かせいただきたい。企画院で経済の計画をお立てになるときには、とにかく産業の生産設備、生産力だけやしたらいと、これを中心にやっていく、そして国民はその間しんぼうしなさいという中で、ひとつも楽になることなしにどんどん進んでいく、つくった工場は、もつたない話が四割も五割も、少ないところで三割もほこりをかぶつてとまつてあるという経済状態、それが企画院の経済計画なんですから、遺

憾でありましたといふ一書で尽きるのであります
しようか。具体的にそれを実施するといふことが
政治じゃございませんか。経済計画じゃございま
せんか。その私の言うのは間違いかどうか、聞か
せていただきたい。私ももう少し勉強してみたい
と思います。

○政府委員(宮沢鉄藏君) 実質資金につきまして
は、昭和三十五年度を一〇〇いたしまして、四
十年が、私が持つてある資料では一二〇・五とい
うこと、毎年着実に上がっておるわけでござい
ます。ただ、これまでの経済をあり返つて見まし
たときに、先生御指摘のような、経済にむだが
あつたということは、これは確かだらうと思いま
す。これは設備の面につきましても、非常な過剰
設備が一部の産業に出たことは確かにござります
し、それから、また、民間の産業設備と、それか
ら、いわゆる社会資本と申しますか、企業を取り
巻くいわゆる間接資本との間に非常なギャップを
生じまして、そのためいろいろいわゆるひずみ
現象というものが現在あらわれてきてることは、
これは事実であります。

そこで、経済企画庁におきまして、先ほども申
しましたが、新しい経済計画を立てる場合、その
辺の反省をいたしまして、バランスのとれた経済
の発展、それから、いわゆる経済の発展さえあ
ればいいわけありませんで、経済社会と申します
か、国民生活の充実向上、それから完全雇用とい
うようなことを実現できるよう、そういう経済
の姿を描きたい。結局民間の経済活動を規制しま
すのも、目先のことだけではしようがありません
ので、やはりここで五年くらい先を見通して、い
までのそういう経済の面に起きましたぐあいの
悪いところ、こうした点を是正して、そうしてバ
ランスのとれた措置、そういう経済を実現できる
ような計画をつくろうといふのがわれわれのねら
いでございまして、先生がいろいろ御指摘になり
ましたような現在の経済の現状に見られるひず
み、その他、一つには非常にぐあいの悪いいろい
ろな姿というものを、企画庁がそれでいいのだ

いやどうには決して思つてゐるわけでもないが、ま
せん。

すが、答弁を求めておりますのは、藤田委員の質問が間違っているのかどうか、それを答えるでもらいたいと、こういうわけです。ですから、具体的に、間違っているならいる、いないならないないと、ここであなたのおっしゃった点の最後のほうで、そういう点もあるようになりますけれども、そこをはっきり答弁してやっていきませんと、時間がたちますばかりですので、ちょっとと。○政府委員(宮沢鉄蔵君) 先生のおっしゃいますことが間違いであるというふうに私は申し上げて

○藤田藤太郎君 そういうイメージというか、いま現実にヨーロッパのOECDがみんなやっていることを言つてゐるので、間違つてはと思ひませんと言つたが、その立場といふものは、主権在民と国家の経済計画といふものは、それに努力して実現していくかまえでなければいかぬ。そうじゃないですかね。私はそれを言いたいわけです。いろいろ意見があつたら、またいずれ場をあらためて聞かしていただきます。

ですが、同じような質問を通産省の企業局長にしたいわけであります。これは企画庁の調整局長にしお尋ねしたのは、全体の経済をお立てになつている立場ですから、その立場をお聞きしたのでありますけれども、具体的な通産省という行政庁の中で、総合的な経済計画——企画庁の立てる経済計画によつてこの計画をお立てになる。私はどうもよくわからぬのは、そういうことが続いていつて、あとは公取委員会の不況カルテル、人員が少ないとか何とかいつて、通産省で生産調整をおやりになつた、不況カルテルと同じようなことをおやりになつてゐるということになつてくると、私は、どこもかもあげて、どうも国民が納得しないような条件で産業だけはどんどん大きくなつて、大きくなるのはけつこうですが、これが国民

な状態で経済的、社会的発展をしていくというなら私は文句を言いたくないわけであります。しかし、いまのようなアンバランスがずっと続いているわけであります。このアンバランスが長年続いているこれに対しても、企画庁自身が的確なメスを加えようとしておいでにならない。これを受けてきたのだろうか、通産省はどんなお感じでおられるだらうかといふこと、これが一つです。

それから、小野田セメントに始まる織維業のあの鐘紡の武藤社長が、五十五歳の定年を六十歳まで延長をして適職を与える。厚年が六十歳から発効だから、これまでの生活をみながら生活不安を解消したいと、こうおっしゃる。おっしゃつたけれども、今度東邦レーションとの合併において、どちらが条件を出したのか知らぬけれども、人員の削減なしには合併しませんというからこうで、そして首切りの問題がここに起きている。だから、これは鐘紡と東邦レーションとが一緒になって経営をやるのに首切りだと言う。首切りの処置はどうすればいいのだ。貨幣価値の下がっているこの条件の中で、退職金をふやしますというだけでは、私はてっきりのいい首切り、労働者が最終的には政治の失敗、政府がやる経済政策の失敗、その次には経営者のやる経営の失敗、そのしわ寄せを全部労働者の責任で処理しようということにならざるを得ないと私は思う。産業の発展だとか生産設備の大といいながらこういうことが行なわれていくということは、私はこれでいいのかどうかといふことになるわけであります。

それから、もう一つ通産省に付け加えて、一度に聞きますけれども、この表を見ましても、セメントが六〇%を初めといたしまして、非常に操業度が低うございます。たとえば私はこの前の質問をもう一ぺん繰り返すわけですが、企画庁の調整局長がお答えになりませんから私はお聞きしたい

画、要するに、いわゆる世間で言っている五千五百
百万トン粗鋼計画等は入っているのか入っていないか
かったのかと言つたら、通産大臣は入っていない
と、こうおっしゃつた。そうなると、また鉄鋼に
も問題が起きてくる。それで国民の購買力を、賃
金所得や勤労所得や、それから、また、営業の
個々の所得と社会保障の所得保障といふもの全体
で購買力を上げてバランスをとらない限り、そ
んなものを貿易をやろうといったって、ファブ
ティ・ファブティの原則を動かして貿易をやろう
という国は今日ありませんよ。日本とアメリカだけ
けですよ、そういう条件のもとで。そういうことと
は自由主義、自由経済だから知らぬということと
お答えが出てくるということになるとたいへん大
きな私は思います。そこらあたり、企画庁がああい
う状態ですけれども、通産省としては、経済の見
通しについて、発展のために生産と消費のバラン
スをとつて経済の発展をしていくのだ、だから行
き過ぎたものには規制をしながらやっていくとい
うかまさがあるのかどうか、そこらあたりの、同
じような質問でありますけれども、局長の御意見
を承りたい。

○政府委員(熊谷典文君) いろいろ御質問がござります
いましたので、端的にお答えいたします。まず、
どういう気持ちで今後の産業行政を運営をするか
という全体を通じての御質問であろうと思ひます
が、御承知のように、従来の経済運営といいます
のは、ややともいたしますと、日本の経済力を急速
に発展さすというところに三十六、七年までは
主眼があつたわけでございます。ところが、その
結果、日本の経済も相当大きくなりまして、対外
的に見ましても、ようやく一人前になりつつある
わけでござります。ところが、最近の情勢をあり
返つて見ますと、これがいわゆる安定成長といわ
れていますところだと思いますが、やはり産業と社
会環境、購買問題、あるいはいろいろな社会環境
の問題等と調和をとらなければならないという問
題が一つと、それから、もう一つは、先生御指摘

のようだ、やはり需給の調整をはからなければなりません。お手元の資料にもござりますように、また、御指摘もございましたように、非常に操業度が悪い、こういうお話をございますが、これは事実でございまして、大体全産業なべて言いますと、悪いところが七〇%を切る、いいところでも八〇%というものが現状でございます。好ましい姿といったましては、やはりものによって違いますが、八五%ないし九〇%くらいがやはり望ましい姿である。そういう姿からいいますと、やはりまだ操業度といたしましては一〇%ないし一五%程度足らない、こういうことでございます。

それで、しからばこれをどういうふうにして今後調整していくかといふ御質問だらうと思いまが、私は、御指摘のように、二つの問題があると思います。一つは、供給面につきましてむだな設備投資をしないように、これを相当強力にやる必要があると考えております。それから、もう一つの面は、何といいましても輸出の問題があるわけですが、さうしますが、やはり国内の需要といふ問題がございまますので、これに関連いたします需要を造成いたします場合は、やはり国民所得というものが問題にならうかと思います。その場合に、できるだけ均衡のとれた国民所得をつくっていくといふことが一つの大きなポイントだらうと思います。私どもといたしましては、そういう両面から考えてまいりたいと思います。特に通産省サイドといたしましても、産業界の設備が過大過ぎるということは、国民经济的に見ましても申わけないわけでござりますので、先生御承知のように、産業構造審議会のものに資金部会といふのを設けまして調整をいたしておりますわけでございます。

先ほど御質問の中に鉄鋼関係の御質問がございました。五千五百万トンの粗鋼のベースの中に水島が入つておるかどうかという御質問でございましたが、この粗鋼の数量をどの程度にするかといふのは、現在、将来の経済見通しを考えましていろいろ議論しておる最中でございますが、昨年度

は四十三年でたぶん粗鋼が五千二百万トンになるだろらといふ見込みで設備調整をしたはずでござります。そのときには、水島の第一号炉をいま着工いたしておりますが、これはその中の数字に入っております。今後さらに水島につきまして二号炉を認める、三号炉を認めるとかいう問題は、今後の経済の動きによつてきまつていろいろかと思ひます。なお、どの程度の調整をしておるかと申しますと、鐵鋼につきましては、御指摘のよう、設備が少し過剰ではないかと申しますので、われわれいたしましては、能力増になるような設備につきましては、先般の産業資金部会におきまして全部保留にいたしまして、今後の経済の推移を見ながら、もし必要があればこれを認めるという措置をとつたのでござります。ほかの業種につきましても業界とお話を申し上げて、設備が過剰になるという面につきましては御遠慮願つた部面が相当あるわけでござります。

○藤田藤太郎君 この間の暮れに水島は入つてないといつしやつたが、いま局長は入つて粗鋼調整をして努力をしているといふ非常に力強いお話をあつたわけであります。そこで、先ほどからの練り返しをあまり申したくはありませんけれども、どうも私はいまのお話を聞いてみると、経済企画庁と通産省と変わつたような感じをいま持つたわけです。そこで、まあひとつよく大臣にも教えてもらつて、実際に大臣が指揮棒を振るように行政についてはしてもらいたい。事を明らかにしていただきたいし、私はそういう資料をこの際もらいたいと思います。具体的な各産業ごとの資料をいたきたいと私は思つてあります。

これが私は物価値上げの根本だと思っておるわけであります。だから、物価の問題に入るとなかなか時間がかかりますから私は申し上げませんけれども、私は、やはり一番しつかり労働問題と取り組まなければならぬのは通産省だと思ふ。もちろん労働省が柱でありますから何でされども、労働省に負けないつもりで労働問題を取り組んで、そしてその配慮のうちに労働省の意見やその他とよく調整をして通産行政といふものを使ははやつていいただかない限り、極端な話をしますと、ILOといふのは通産行政とどう関連がありますかといふ極論をはいた通産省のお役人がおいでになるわけであります。そんなことはないと思うが、そんな考え方で通産行政をおやりにならうとしたら、いまのよくな問題は幾らでも出てくると思います。そういう点はいずれあらためてまた御意見を承る機会があると思いますけれども、そういう点はもつともっと私は真剣に労働問題といふものに取り組んでいただきなければならぬのではないかということを申し上げておきたいと思います。

を、たとえば完全雇用をするにはどうしたらいいか。これは働くところがあつて、そこで働く企業庁と違う立場で、労働者保護、勵労国民の保護の立場から、私はやはり労働省自身がこの経済計画はこうだと、こういかつこうでなければ困るということをきしつとして闇議で経済計画については言つてもらわなければいまのようなことが起きてきて、労働大臣どらするか、労働大臣が意見をおつしやる。しかし、肝心のところはそのところと関係なしにどんどん進んでいつているということになつてゐるのが今日の状態であります。私は、いまの小野田セメントから始まつて、鐵道に火がついたこのよくな状況というのは、今後ないとは私は言えない。自動車産業にも出てきているわけであります。だから、そういう点は決意を持つて労働大臣は、日本の経済政策、経済計画について、労働者を守る立場からはつきりとものを言つて、そういう方向で、今度新しい経済計画を立てられるようありますが、そのことも明確にひとつがんばつていただきたい、こう思うわけであります、所見を承つておきたい。

○國務大臣(小平久雄君) 先ほど来の先生の御所見を拝聴いたしておりますと申しまさうか、そなう見地から労働大臣としては積極的に発言をいたしてまいるべきであるということをございますが、このことも私は当然の責任であるべく、かよう承知をいたしておるわけござります。今回局長を中心いたしまして経済計画を立てられると、いよいよ予定でございまして、この件につきまし

りまして、今回の経済計画の策定にあたりましては、労働省を含めました各省が持つておるところの考え方なり計画なりといらものを、これを十分今回立案されるべき経済計画に織り込んでいきたい。こういうことは局長、長官のお話にもございまして、總理も同じ趣旨のことを申しておりますので、私といたしましても、労働省の考え方、あるいは今後どういうふうに労働の立場から日本経済というものを持つていくべきかといふようなことにつきましては十分反映をいたしてまいりたい。かように存じておるのでございます。この点につきましては、また逆に、逆な面から申すことになるかと思いますが、今国会で、御承知のとおり、御審議をわざわざしておられます雇用対策法案におきましても、雇用に関する基本計画といふものと経済計画と、いふものが相調和して当然いくべきものであるということを明文をもつて記しておりますし、また、この計画は閣議において決定をすべきもの、したがつて、また、政府全体として責任を持つて計画の遂行に当たるべきもの、こういうたてまえを今回は明文をもつて決定をいたすことにはなつておりますので、そういう面から申ししましても、従来ややともすれば、確かに私は經濟が主であつて、何か労働の問題はその従たる存在であるがごとき感も全然否定し得なかつたと思うのであります。少なくとも今後におきましては、この労働といふものが、いわば經濟と対等の立場と申しますか、そういう立場において今後の労働行政を進めてまいりたいと決意をいたしておる次第でござります。

○藤田藤太郎君 ですから、いまのお話に少し雇用の問題が出ましたけれども、前提条件をみな企画庁、通産省はつぶしてしまつておるようなかつくなんです。これはきよらの論議ではありませんけれども、私はそれがどうも気に入らないわけで

題にしても織維の問題にしても、私は、労働大臣としては最終犠牲は労働者にやるような処理のしかたはけしからぬということを発言されて、そして通産省も企画庁も、政府自身が深くあらゆる行政の関係分野から入って、労働者を犠牲にして、大衆を犠牲にして企業を維持するよくなかつこうのものは食いとめるように労働大臣としてしていただくのが今日の事態ではないか、こう思いますので、その点もひとつ労働大臣の御意見を承っておきたい。

○國務大臣(小平久雄君) 私の心がまえとしては、ただいま先生がおっしゃったとおりの心がまさでおるわけでございますが、率直に申しまして、從来、少なくとも、個々の会社が、何と申しますか、いわゆる企業の合理化と申しますか、整理と申しますか、そういうことをやる場合において、どうもこの労働省関係においては、少なくともその実態をキャラクチスルことが私はおそかつたと申しますか、どうもこれはいろいろ事情がございましょうが、私は確かにそういううちみがあるとと思うのです。ですから、こういう面についても、労働省のほうにおいても十分これは労働省自体が注意をしなければなりませんが、同時に、それぞれの所管省等においても、そういう問題が起きた際においては、できるだけすみやかに私は労働省のほうにもひとつ連絡もしていただいて、両者が一体となつてそれぞれの立場というものについてよく協議をし、もちろん労働省は労働者の立場というものを十分われわれは問題の解決には反映していく、こういうことに、より一そう注意をいたしながら労働行政を進めていただきたいのだ、かようこそ考えておるわけです。

○政府委員(堀本宜実君) ただいま藤田委員より御要望がございました点について、通産省といたしましては、今後の考え方について反省もし、なお、かつ、強力にこの問題を取り上げなければならぬと思うのでございますが、特に最近強く主張されておりまする産業構造の改善という問題を取

り上げてまいりまする中で、お説のよう、労働者の問題をどのように考慮の中に入れていくべきかということについての御指摘がございましたが、これらの問題は、今後の産業構造の体質の改善という立場に立つて、企業の運営管理をいたしまでありまする場合に、やはり労働問題といふもの考慮しないということは絶対よくないことでありまするし、今までの反省をすべき問題が多々あると私は思うのであります。そこで、経営者としては、特に労働者の利益の保護についての配慮というものをする必要がありますることは申し上げるまでもございませんが、政府としても、個々のケースについて労働者に影響がどのように及ぶかということを十分に考えまして、関係官庁とも緊密な連絡をとつて、やむを得ない場合には離職、あるいは就職のあっせん、あるいは転業指導等についての万全な処置を関係官庁とも懇切にとり合ひ、緊密にその連絡をとり合つて、そして不当な労働者に悪影響を及ぼさないような配慮が必要なのではないかと存じておりますので、今後特にそういう方面についての雇用の調整処置というものについて注意をしてまいりたい、かように考えるわけでございまます。

つかえているものが一つある。あるいは、また、気持ちとしては、労働行政で一本抜けているのではないか、こう感じておりますのが実はILOの問題であります。これは所信表明を聞きましても、一言も国際的な労働基準等の問題については触れられておらない。あるいは、また、四十一年度の労働省の予算を見ましても、国際的な労働基準についての拡充強化という項がござりますけれども、これもレーベー・アタッシュを一名ふやしだけであって、予算的にもたいして進んでおらない。こういうことを考えますといふと、労働省においては、このILOの問題について熱心じゃないのではないか、あまり積極的な姿勢をとっていないのじやないか、おらないのじやないだろうか、こう私は疑問を持っていますが、このILOの問題について、まず基本的な考え方を大臣からお聞きをしたい、こう思うのです。

す。幾らか下回っていますが、大体平均のところまではいっている。さらに昨年、私があちらにまいりました際に、ILOの事務当局者から、二、三の条約について、ぜひ日本でも批准をひとつ考えてくれぬかという趣旨の話が、これは正式ではありませんが、会食の席上でそういう話を受けたことも事実ございます。したがいまして、私は帰りましてから事務当局にも命じまして、これらの条約について関係各省とも協議をおみやかに進めまして、できるだけ早く批准のできるよう努力を促してまいっているのでござります。中には大体問題はないと思われるものもござりますし、また、中には他省の所管の関係で、どうも若干不十分であるという点もございます。あるいは、中には、また条約の解釈等についてどうもまだ疑義がある、こういったようなこともあるものもございまして、具体的に、確かに私の就任以来、どの条約を新たに批准したというのもなないことを事実でございますが、内部的には、いま申しましてたような各般の問題の所在を明らかにしながら、また、関係各省とも十分連絡をとりながら、銳意批准に進み得るように努力をいたしているところでございます。

ら、幾ら大臣から、重要視をしておりますとか、あるいは積極的に考えておりますという答弁をいたいとしても、現実的には何も進んでいないのではないか、こう私どもやはり判断をしなければならないと思うのです。そういう意味で、どうして今まで一本も批准ということができないのか、また、どういうふうに労働省では進められておるのか、もう少しひとつ聞きたいと思う。

○國務大臣(小平久雄君) 先生すでに御承知のとおり、ILOが採択しました条約は百二十四、採択いたしました勧告は百二十五でございまして、条約の一国当たりの平均の批准数はただいま六・九と、こういうことに相なつております。そこで、日本はどうかと申しますと、日本におきましては、戦前に十四、戦後において十一、合計二十五の条約を批准いたしておりますが、これが、ただいま先生が、少なくとも近年非常に非常に批准が進まぬじやないかというお話、また、どうしてそななるのかというお話をどうぞお聞かせください。私は申しましたとおりでございますが、詳細につきまして官房長から答弁をいたさせます。

○政府委員(辻英雄君) ただいま大臣から申し上げましたが、先生の御質問の中で、戦後できた各条約で批准したものはないかと、こういうお話をございましたが、戦後日本が再加盟以前にできました重要な条約につきまして、五つ戦後再加盟以降批准をいたしております。なお、内部的な検討の点につきましては、一々申し上げますと多くなりますが、二、三の例をとりまして申し上げますと、昨年お願いをいたしまして成立いたしました労働者災害補償保険法の改正に際しましては、二号条約の中の業務上災害に関する部分といふものを模範といたしまして、それに即するとして、法律改正に際しましては十分その辺を含めて検討させていただいて原案をつくったなどいふふうな次第もござりまするし、さらに、たとえば号条約の労働時間の問題等につきましては、たゞいま中央労働基準審議会で労働時間問題一般について検討させていただいて原案をつくったなどいふふうな次第もござりまするが、その中ででも、この御検討願っておりますが、その中ででも、

の問題も含めて御検討いただくといふような事務的な進め方をいたしておるわけでございます。

○山崎昇君 いま數字的にあげられてお答えになつたのですが、私のさつき言つたのは、日本が復帰した以降に採択されたもので一つも批准したものはないじゃないか。それは復帰する以前に採択されたもので、いま説明ありましたように、批准されたものは私も知つています。しかし、日本が戦後、経済が復興して、そろして世界の五大強国とやら、あるいは工業の水準ではかなりの資本主義の国としても発展した國といわれながら、この発展した日本で、労働基準に関する国際的な取り組みがあまり進んでいない。それから、内部的には必ずしも検討されていると言つては、一体それはいつどらいう結論が出て、いつどらまでにどうされるのかといふことも何も明らかにされていない。ですから、大臣の所信表明をずっと私は去年もことしも見ておりますが、このILOの問題について一言半句も触れていない、公式の場面においては。そういう点について私は遺憾に思っておりますが、もう少しあなたの方の決意を聞きたいと思う。

○政府委員(辻英雄君) ただいま先生の御質問を

取り違えまして、たいへん失礼なお答えをいたしましたが、お話をのように、日本が再加盟しましてからあとからできましたものにつきまして批准した件数はございません。戦後でも、それ以前のものでございます。考え方といたしましては、いずれも重要な条約ではございますけれども、まあそれなりに基本的なものから取り上げてきたという経過がございまして、古いものが先になつたといふことは、お話をのように、ILOが労働条件の改善を通じて社会主義を実現するという基本精神に即して、わが國もこれに当初以来協力し、戦後早く再加盟しておるわけであります。われわれといたしましても積極的に批准ができますよう、事務的な努力を今後とも進めてまいりたい、かよろこ存

する次第でございます。

○山崎昇君 いま積極的に進めたい、こういう御

返事なんですが、これは皆さんにILO憲章の前文その他言ふことは、あるいは私に説法かと思ふのですが、私も少し読んでみると、ILOの前文におきましても、「人道的な労働条件を採用しないことは、自國における労働条件の改善を希望する他の國の障害となる」と、こうあるのですね。

そうすると、日本がILOの常任理事国になってみたり、あるいは世界でも有数な経済の発展した國という観点から考えても、このILOの条約といふものを批准しないということは他の國の障害になるのではないか。そうすると、日本が一九五一年に復帰をして、このILOの前文、その他憲章を詳細にあなた方もお調べになつたと思われるのだが、こういう前文に違反を私はするのではないかと思うのですが、その点どうですか。

す。

それは、条約が採択されますとILOから各内にこの権限ある機関にかけなさいということに憲章ではなつてゐるのですが、この十九条の五号の(b)に「権限のある機関」というのは、あなた

方どううふうにお考えになりますか。

す。

す

いろいろ手続がございましょうが、考え方といたしましては、ILOの条約の解釈に關します。あるいは、たゞいま私が申し上げましたように、国会で御報告を申し上げたものをどのように御判断の問題になるか、またこれは国会の主体的な御判断の問題でございまして、行政として御報告をするといろいろことが義務づけられておるということに從来とも、あるいはILOもそういう解釈をいたしておりますということをございます。

○山崎昇君 そうすると、重ねてお尋ねします

が、この十九条の五項の(b)はどういうことになりますか。「加盟国は当該事項について権限のある機関の同意を得なかつたときは、条約で取り扱われている事項に関する自國の法律及び慣行の現況を、理事会が要請する適當な」云々と、こうなるのですね。そうすると、同意を得なかつたときに

はというよう局限をされておるのだが、ただ報告であれば、ただ報告を聞きました。こういうことにしかならないのですね。そこで(b)項と(c)項との関連について労働省の見解をお聞きしておきました

○政府委員(辻英雄君) お話の(c)項でございます

が、(e)項の取り扱いは、毎年これを出すとか、あるいは条約が採決されてから一定期間に出すとか、あるいは権限ある機関に提出してから一定期間以内に出すということではないでございまして、この取り扱いは、毎年一定の条約をILO事務局がきめまして、この条約については批准されてないのはおまえの国の制度と条約とどう違っているんだ、おまえの国の制度を提出してこい、こういうことを指定して言つてしまつたときに出すわけございまして、先ほど先生の御議論になつております。

○山崎昇君 どうも私にはわからないのですね。この(b)項では、先ほど申し上げたように、権限ある機関に提出しなさい、そして(c)項では当該事項

について権限ある機関の同意を得なかつたときなんですね。あなたのほうで国会にはからなければ当然同意がないわけです。だから、そうすればそ

の国の慣習なり、あるいは現存する慣行等について言えども、当然一年以内、おそらく一年六ヶ月以内に批准についての手続を求めるのが権限ある機関に対する提出ということばじゃないか、どう

してもこう思われるを得ないのですが、もう一ペ

んお聞きしておきたい。

○政府委員(辻英雄君) お話でございますが、私の御説明があるのはへたなせいかと思いますが、採択されました条約につきましては権限ある機関に提出するということ、いま御指摘の(c)項との間に論理的な因果関係を持つて置いているといふ

よつてはILO自身が解釈をいたしておらないわ

けでございまして、先生のような御見解もあるいはあり得るかと思ひますけれども、従来のILOの扱いといましましては、採択されたものを提出する義務というものと、この(c)項によりまして未

批准条約について現行法制がどうなつておるかと

いふことを各國に問い合わせるということは全然

別々に取り扱つてゐる。採択のほうは、お話のよ

うに、おそらく一年半以内に出しなさいといふ

ことで、期限がついておりまして、これはそのよ

うにはつきりいたしておる。(b)項のほうは、I

O山崎昇君 そうすると、修正案が出た意味とい

うのは、あのまま法律を施行するにはILOの条

約との関連から問題がある。そこで、そういう問

題については解明をしてから当然国内法等は施

行された、こういうことでござります。

○山崎昇君 そうすると、修正案が出た意味とい

うのは、あのまま法律を施行するにはILOの条

約との関連から問題がある。そこで、そういう問

題については解明をしてから当然国内法等は施

行された、こういふ理解のもとに三党修正が出たんだと、こう理解していいんですね。

○政府委員(三治重信君) これは各党の申し合わ

せでござりますので、あるいは各党によって理解

のしかたがあるいは違うことがあるかもわかりま

せんが、政府としては、当時の国会修正によつて、その意見に従つて、公務員制度審議会をでき

るだけ早く発足させるように努力をし、その発足したときには、まず最初にこのことについて、法

に定める労働基本権の諸問題と同時に、いわゆる施

行を延期した部分についてはできるだけ早く答申

をほしいというふうに諸問題をしておるわけでござります。

○山崎昇君 解釈論は、きょうはあまり時間がな

いようですから、これ以上やろうとは思いません

が、機会をあらためてまた全般的な文章について

お尋ねしたいと思うのですが、そこで、当面、来月の十四日にこのILO八十七号条約に基づく政令の施行をめぐって、いろいろ組合とあるいは政

府との間に動きがあるようなんです。そこで、

私は、この機会にお聞きしたいのは、昨年ILO特別委員会で修正案が提出されておるわけなんですが、なぜそういう修正案が提出されて、そしてこ

の内容について私も印刷物を持っておりますが、

どう労働省としては判断されたのか、まずお聞き

をしたいと思います。

○政府委員(三治重信君) なぜ修正案が提出されたかということをさしますが、あるいは的確な答

えにならぬかもわかりませんが、経過的には、結

局ILO特別委員会で強行採決が行なわれて、そ

してそのあとの結局事態収拾のために議長あつせ

ん案が提出された。それに従いまして、いわゆる何

と申しますが、一部のものについて施行延期のた

めのただし書きの修正が行なわれた。そのただし

書きの修正が行なわれたのは、公務員制度審議会

で問題になつた点を審議してもらおう、こういふ

ことで施行延期のただし書きがつく修正が行なわ

れた、こういうことでござります。

○山崎昇君 そうすると、修正案が出た意味とい

うことは、あのまま法律を施行するにはILOの条

約との関連から問題がある。そこで、そういう問

題については解明をしてから当然国内法等は施

行された、こういふ理解のもとに三党修正が出たんだと、こう理解していいんですね。

○政府委員(三治重信君) 当時の改正案について

の施行は延期されたのですが、問題があるといふ

ことで施行延期になつたと政府は解釈しておりますが、その後でなければ私は政令等の施行

というものは無理なんじやないか、こう思うのです

明がなされておらない。それはどういう事情か別

にしましても、条約を批准をして、それに関連す

る法律を施行するにはまだ問題としては残つてお

る、こういうことに私はなると思うのです。した

がつて、その問題が公務員制度審議会等で十分解

明をされて、その後でなければ私は政令等の施行

いうのは無理なんじやないか、こう思うのです

が、どうですか。

○政府委員(三治重信君) し上げたように、条約と法律との間に問題点があ

る。だから、その問題を解明をしてから国内法等

は全面的に施行すべきである、こういふ見解にな

るわけですね。そうすると、その問題がまだ解

明がなされておらない。それはどういう事情か別

にしましても、条約を批准をして、それに関連す

る法律を施行するにはまだ問題としては残つてお

る、こういうことに私はなると思うのです。した

がつて、その問題が公務員制度審議会等で十分解

明をされて、その後でなければ私は政令等の施行

いうのは無理なんじやないか、こう思うのです

旨、国会の審議の経過は十分尊重して今日まで処置をしてきていると、こういうふうに思つております。

○山崎昇君 そうするとあれですね、さつきも申

し上げたように、条約と法律との間に問題点があ

る。だから、その問題を解明をしてから国内法等

は全面的に施行すべきである、こういふ見解にな

るわけですね。そうすると、その問題がまだ解

明がなされておらない。それはどういう事情か別

にしましても、条約を批准をして、それに関連す

る法律を施行するにはまだ問題としては残つてお

る、こういうことに私はなると思うのです。した

がつて、その問題が公務員制度審議会等で十分解

明をされて、その後でなければ私は政令等の施行

いうのは無理なんじやないか、こう思うのです

が、どうですか。

○政府委員(三治重信君) し上げたように、条約と法律との間に問題点があ

る。だから、その問題を解明をしてから国内法等

は全面的に施行すべきである、こういふ見解にな

るわけですね。そうすると、その問題がまだ解

明がなされておらない。それはどういう事情か別

にしましても、条約を批准をして、それに関連す

る法律を施行するにはまだ問題としては残つてお

る、こういうことに私はなると思うのです。した

がつて、その問題が公務員制度審議会等で十分解

明をされて、その後でなければ私は政令等の施行

いうのは無理なんじやないか、こう思うのです

が、どうですか。

○政府委員(三治重信君) し上げたように、条約と法律との間に問題点があ

る。だから、その問題を解明をしてから国内法等

は全面的に施行すべきである、こういふ見解にな

るわけですね。そうすると、その問題がまだ解

明がなされておらない。それはどういう事情か別

にしましても、条約を批准をして、それに関連す

る法律を施行するにはまだ問題としては残つてお

る、こういうことに私はなると思うのです。した

がつて、その問題が公務員制度審議会等で十分解

明をされて、その後でなければ私は政令等の施行

いうのは無理なんじやないか、こう思うのです

が、どうですか。

○政府委員(三治重信君) し上げたように、条約と法律との間に問題点があ

る。だから、その問題を解明をしてから国内法等

は全面的に施行すべきである、こういふ見解にな

るわけですね。そうすると、その問題がまだ解

明がなされておらない。それはどういう事情か別

にしましても、条約を批准をして、それに関連す

る法律を施行するにはまだ問題としては残つてお

る、こういうことに私はなると思うのです。した

がつて、その問題が公務員制度審議会等で十分解

明をされて、その後でなければ私は政令等の施行

いうのは無理なんじやないか、こう思うのです

的にものを言えども、政府では何も矛盾をしていないといふうにお考えだと。しかし、国会では審議の過程を通じて問題があるという判断をして、政府に対してもこういふ機関で議論をして、その結果が出来るまでは政令等の施行は延ばしなさい、こういう意思が固まつて、いま公務員制度審議会でやつておるわけですね。したがつて、私ども国会の立場で言えば、まだそれらの問題は解明されておらないのに、政府は、何か新聞によると、来月の十四日に政令を出す、こういふものの考え方は、これはもう国会軽視になつてくるのじやないか、国会の意思に反してくるのじやないか、こう私どもは思うのですが、大臣いかがですか。

○國務大臣(小平久雄君) 結局この問題は、公務員制度審議会でいついかなる内容の答申をくだされどもは、あらためて申し上げるまでもなく、審議会の関係は総理府の所管でございまして、私ども直接タッチしておるわけじゃないませんが、われわれが聞き及んでおるところでは、審議会におかれましても非常に御熱心に御審議をいただいておるそうでありまして、なるほど来月十四日というのですから、あまりこの批准施行の日まで時日のないことも事実でございますが、しかし、それにいたしましても、まだ若干の期間はあることです。されどもは聞きましたが、われわれは、あらためて申し上げることでござりますが、これが聞きたまでも、まだ若干の期間もあることです。せつかく一生懸命審議をしていただいたことですから、それらがいまおっしゃるとおり、どういう時期にどういふ内容のことがされるかわからぬ現時点において政府の考え方といふものを申し上げることも、これはまた不適当だうと思ひますし、実はそういう点については、まだ政府部内におきましても、今までのところ別段御相談もいたしておりませんし、これが現況でございます。

○山崎昇君 そうするとあれですか、労働大臣としては、まだ若干日いちがあつて、公務員制度審議会で検討されておるから、どういう結論が出るかわからないので、いまここで直ちに政府の態度としてどうこうといふことは言われない。しかしことくとも、国会で三党修正で出たこの決議だ

けは尊重していくよいうふうに私は理解をしたのですが、それでよろしくござりますか。

○國務大臣(小平久雄君) あの際修正案を提案されたこの提案者の議員の皆さんの御説明等の速記もございますが、それを見ましても、この施行を

はしんしゃくすべきものと期待している、まあ簡単に申すとそういう趣旨のことを申されております。したがつて、政府といいたしましても、この提案者の申されておるところを十分くみ取つて、す

るわけであります。

○山崎昇君 肝心なところになるとわかつたよう

であります。

○山崎昇君 ほんとうは総務長官にこれはお尋ね

すべきことかもしませんが、これは何といつて

も、ILOの問題については労働省が総元締めで

すから労働大臣に聞いているのですが、そうする

度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るま

での間、それらの諸条項につきましてはその施行

を延期するとともに、答申が行なわれた場合はこ

れを尊重して所要の改正を行なおう、これが公式

場面における文章なんですね。そうすると、私ど

もはこれをすなおに見ると、

○國務大臣(小平久雄君) その点が、先ほども申

しますとおり、われわれは国会のこの審議の経

過、特にこの提案者の国会で説明されておること

は、これは十分尊重してやる。したがつて、この

審議会の御意見は十分尊重するつもりであります

が、この点ははつきりいたしておるのです。た

だ、その審議会の答申といふものが、今日まだ若

干の日の余つておる際に、しかも、また御熱心

で、もし出なかつたらどうするとか、そういうこ

と、その早まつたことをこの席で私が申し上げる

ということは適当でない。しかも、冒頭申しまし

たとおり、私は全然関係ないとは決して申しませ

んが、審議会の運営と申しますか、審議会は、御

承知のとおり、独自の立場でやつておられるので

すが、総理府の所管でやつておるわけですから、

私の立場からこの審議会の答申が出来なかつたとき

はどうだといふようなことにどうも私がここで答

弁するといふことは適當でない、そういうところ

から先ほど申しだよなことを申し上げたわけ

であります。

○山崎昇君 ほんとうは総務長官にこれはお尋ね

すべきことかもしませんが、これは何といつて

も、ILOの問題については労働省が総元締めで

すから労働大臣に聞いているのですが、そうする

度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るま

での間、それらの諸条項につきましてはその施行

を延期するとともに、答申が行なわれた場合はこ

れを尊重して所要の改正を行なおう、これが公式

場面における文章なんですね。そうすると、私ど

もはこれをすなおに見ると、

○國務大臣(小平久雄君) ほんとうは総務長官にこれはお尋ね

すべきことかもしませんが、これは何といつて

も、ILOの問題については労働省が総元締めで

すから労働大臣に聞いているのですが、そうする

度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るま

での間、それらの諸条項につきましてはその施行

を延期するとともに、答申が行なわれた場合はこ

れを尊重して所要の改正を行なおう、これが公式

場面における文章なんですね。そうすると、私ど

もはこれをすなおに見ると、

○國務大臣(小平久雄君) ほんとうは総務長官にこれはお尋ね

すべきことかもしませんが、これは何といつて

も、ILOの問題については労働省が総元締めで

すから労働大臣に聞いているのですが、そうする

度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るま

での間、それらの諸条項につきましてはその施行

を延期するとともに、答申が行なわれた場合はこ

れを尊重して所要の改正を行なおう、これが公式

場面における文章なんですね。そうすると、私ど

もはこれをすなおに見ると、

○國務大臣(小平久雄君) ほんとうは総務長官にこれはお尋ね

すべきことかもしませんが、これは何といつて

も、ILOの問題については労働省が総元締めで

すから労働大臣に聞いているのですが、そうする

度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るま

での間、それらの諸条項につきましてはその施行

を延期するとともに、答申が行なわれた場合はこ

れを尊重して所要の改正を行なおう、これが公式

場面における文章なんですね。そうすると、私ど

もはこれをすなおに見ると、

○國務大臣(小平久雄君) ほんとうは総務長官にこれはお尋ね

すべきことかもしませんが、これは何といつて

も、ILOの問題については労働省が総元締めで

すから労働大臣に聞いているのですが、そうする

度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るま

での間、それらの諸条項につきましてはその施行

を延期するとともに、答申が行なわれた場合はこ

れを尊重して所要の改正を行なおう、これが公式

場面における文章なんですね。そうすると、私ど

もはこれをすなおに見ると、

○國務大臣(小平久雄君) ほんとうは総務長官にこれはお尋ね

すべきことかもしませんが、これは何といつて

も、ILOの問題については労働省が総元締めで

すから労働大臣に聞いているのですが、そうする

度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るま

での間、それらの諸条項につきましてはその施行

を延期するとともに、答申が行なわれた場合はこ

れを尊重して所要の改正を行なおう、これが公式

場面における文章なんですね。そうすると、私ど

もはこれをすなおに見ると、

○國務大臣(小平久雄君) ほんとうは総務長官にこれはお尋ね

すべきことかもしませんが、これは何といつて

も、ILOの問題については労働省が総元締めで

すから労働大臣に聞いているのですが、そうする

度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るま

での間、それらの諸条項につきましてはその施行

を延期するとともに、答申が行なわれた場合はこ

れを尊重して所要の改正を行なおう、これが公式

場面における文章なんですね。そうすると、私ど

もはこれをすなおに見ると、

○國務大臣(小平久雄君) ほんとうは総務長官にこれはお尋ね

すべきことかもしませんが、これは何といつて

も、ILOの問題については労働省が総元締めで

すから労働大臣に聞いているのですが、そうする

度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るま

での間、それらの諸条項につきましてはその施行

を延期するとともに、答申が行なわれた場合はこ

れを尊重して所要の改正を行なおう、これが公式

場面における文章なんですね。そうすると、私ど

もはこれをすなおに見ると、

○國務大臣(小平久雄君) ほんとうは総務長官にこれはお尋ね

すべきことかもしませんが、これは何といつて

も、ILOの問題については労働省が総元締めで

すから労働大臣に聞いているのですが、そうする

度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るま

での間、それらの諸条項につきましてはその施行

を延期するとともに、答申が行なわれた場合はこ

れを尊重して所要の改正を行なおう、これが公式

場面における文章なんですね。そうすると、私ど

もはこれをすなおに見ると、

○國務大臣(小平久雄君) ほんとうは総務長官にこれはお尋ね

すべきことかもしませんが、これは何といつて

も、ILOの問題については労働省が総元締めで

すから労働大臣に聞いているのですが、そうする

度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るま

での間、それらの諸条項につきましてはその施行

を延期するとともに、答申が行なわれた場合はこ

れを尊重して所要の改正を行なおう、これが公式

場面における文章なんですね。そうすると、私ど

もはこれをすなおに見ると、

○國務大臣(小平久雄君) ほんとうは総務長官にこれはお尋ね

すべきことかもしませんが、これは何といつて

も、ILOの問題については労働省が総元締めで

すから労働大臣に聞いているのですが、そうする

度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るま

での間、それらの諸条項につきましてはその施行

を延期するとともに、答申が行なわれた場合はこ

れを尊重して所要の改正を行なおう、これが公式

場面における文章なんですね。そうすると、私ど

もはこれをすなおに見ると、

○國務大臣(小平久雄君) ほんとうは総務長官にこれはお尋ね

すべきことかもしませんが、これは何といつて

も、ILOの問題については労働省が総元締めで

すから労働大臣に聞いているのですが、そうする

度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るま

での間、それらの諸条項につきましてはその施行

を延期するとともに、答申が行なわれた場合はこ

れを尊重して所要の改正を行なおう、これが公式

場面における文章なんですね。そうすると、私ど

もはこれをすなおに見ると、

○國務大臣(小平久雄君) ほんとうは総務長官にこれはお尋ね

すべきことかもしませんが、これは何といつて

も、ILOの問題については労働省が総元締めで

すから労働大臣に聞いているのですが、そうする

度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るま

での間、それらの諸条項につきましてはその施行

を延期するとともに、答申が行なわれた場合はこ

れを尊重して所要の改正を行なおう、これが公式

場面における文章なんですね。そうすると、私ど

もはこれをすなおに見ると、

○國務大臣(小平久雄君) ほんとうは総務長官にこれはお尋ね

すべきことかもしませんが、これは何といつて

も、ILOの問題については労働省が総元締めで

すから労働大臣に聞いているのですが、そうする

度審議会で慎重に御審議願い、その答申を得るま

での間、それらの諸条項につきましてはその施行

を延期するとともに、答申が行なわれた場合はこ

れを尊重して所要の改正を行なおう、これが公式

場面における文章なんですね。そうすると、私は御遠慮させていただきたい、かよう

に御審議をいたしております。

○委員長(千葉千代世君) 他に御発言もなけれ

ば、本件に関する質疑は、本日はこの程度にとど

めておきます。

○委員長(千葉千代世君) 午後零時四十五分休憩

いたします。

○委員長(千葉千代世君) 他に御発言もなけれ

ば、本件に関する質疑は、本日はこの程度にとど

めておきます。

○委員長(千葉千代世君) お尋ねを受けて、今日の段階においては、ある意味では失礼ですが、何回

お尋ねを受けても、今日の段階においては、ある意味では失礼ですが、何回

委員会を再開いたします。

失業保険法の一部を改正する法律案を議題といたしました。前回に引き続き、本案に対する質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○森勝治君 先日私の質問の途中でありましたが、労働省側の答弁をめぐりまして、先輩の皆さんと労働省側でやりとりがあつたわけあります。が、そういう関係上お約束の時間がきましたので、私はもう労働省側でやりとりがあるたわけありますが、その質疑を途中で先般はやめたわけですが、きょう残りの問題について質問をしたいと思うのであります。

この前も申し上げたわけがありますが、今度の改正案といふものは、一般失業保険金の改正があつたので、それに伴つて改正をするといふことで出されてきたわけあります。私は、先般は全般論としての質問をしたわけですが、たゞがつて、きょうも全般論の問題から具体的なこの提案の問題に入つてきたいと思うのであります。たとえばこの前の話で出ました掛金の問題でありますけれども、どうもこの前の御答弁だと納得がいかない。私は昭和二十四年の線に戻るべきではないかという意味のことの質問をしたわけでありますけれども、このままではどうも前向きの姿勢をとらえてしまふ。むしろこの辺については労働者側三ということで、政府、経営者側が七といふむしろ二十四年のこの制度の実施当初の線にさかのぼつてやつていく。そういうふうな前向きの姿勢が望まれるのはないかと思ひます。が、この点について御答弁をわざわざしてほしい。

○政府委員(有馬元治君) 日雇失業保険の場合について見ますと、国の負担割合は三分の一でこの制度が始まつて以来、その負担割合が階級されおりりますので、その辺の関係は別段後退はしていませんと私どもは考えております。

○森勝治君 それでは、こまかい失業保険の問題に移りますが、二十四年の創設当初は、五円の保険料は六〇%、すなはち三円事業主が負担をし、労働者側は二円を負担して、その比率は六対四で

あつたわけですね。そろそると、三十二年の改正から比率が五対五という、折半ということになつたわけありますから、当然これはもう労働者側にとつては、比率の面では負担過重になつてゐるのではないか。

○政府委員(有馬元治君) 確かに御指摘のようになります。二十四年当初には保険料が五円で、使用者が三円、労働者が二円というような負担割合であつた時代がございます。これは私どもとしましては、五円を折半負担して二円五十銭という端数をつけたわけにいきませんで三円、二円というふうにいたしたわけですが、考え方としては折半負担といふ考え方方が大体原則的に貫かれておるというふうに考えて今日までやつておるわけでございまして、当初の六、四という比率は、たまたま端数整理の関係でこうなつておつたというふうに理解いたしておるわけでございます。

○森勝治君 重ねて質問したいのですが、労働者、労働者が病氣あるいは出産、死亡、老齢、失業等に対しても、經營者または政府等が全額を負担してこれらの方々の生活を保障するのが当然のたとえだと思うのですが、その点についてはどう考へておられますか。

○政府委員(有馬元治君) 国の負担割合の問題は、これは各国それぞれ事情が異なつておりますが、大体先進国との事例を見ますと、労使の負担割合は折半の場合が非常に多いわけでござります。たとえばイギリスを見ても、ドイツ、カナダを見ても折半負担、國庫負担いろいろなケースがございますが、大体四分の一の國庫負担といふふうなケースが多いわけにございまして、全額國庫負担といふのはほかの国の場合にも例を見ないよう私ども理解いたしております。

○森勝治君 それでは、さらにお伺いしたいのですが、アメリカとイタリアは全額負担をしておるよう承つておりますが、どうですか。

○政府委員(有馬元治君) 御指摘の二国についてゼロでござります。そのかわり、任意退職につい

ては給付をしない、合理化雇用その他の非任意的

な解雇について支給をしておる、こういう制度をとつております。いろいろと負担の問題と給付内容と相関関係があるように私どもは考えておるわけでございます。

○森勝治君 フランス等は失業手当ですか、失業手当制度とすることで全額國庫が負担しております。相違ありませんか。

○政府委員(有馬元治君) フランスにおいては保険制度でなくて、手当制度をとつておりますが、この場合には国が全額を負担しておる。これはあくまで失業手当制度をとつておつて、保険制度ではない、こういうふうに解されるわけございま

す。

○森勝治君 いずれにいたしましても、アメリカやイタリアやフランスというのは、使用者もしくは国が労働者の失業に對しては、そういういまお話を出たような措置をとられておるわけあります。ところが、イギリスやドイツや日本は労使が折半といふことになつておりますね。どうしてこのように、それぞれのまあ国情がもちろん違うのでありますしょうけれども、この失業保険、失業者に対する国態度、措置、方針といふものが各國まちまちなのか、ひとつお伺いをしたいと思うのです。

○政府委員(有馬元治君) これは国情によつて、また、その国歴史的な事情によつていろいろ失業保険制度については労使並びに國庫の負担の割合が違つております。アメリカ、イタリアのよう

に使用者負担の國があるかと思ひますれば、イスラエル、エーテン、デンマークのように、労働者負担で、國がさらに五分の二程度の負担をしておるというような國もございまして、各國の失業保険制度は非常に国情によつて違つておる。どの國の例が一番わが國もございまして、各國の失業保険制度は非常に国情によつて違つておる。どの國も比較検討をしてみなければ、それ簡単に結論が出ない問題ではないかと思いますが、私どもとしては、現在の制度はわが國の実情に大体マッチしているのではなかろうかというふうに考えて

おります。

○森勝治君 この比率の問題については、この前私の質問に対しましては、現行の制度でますます十分対処していくのではないかといふ局長の答弁があつたのですが、そもそも失業といふものは、本人の任意退職の場合は別として、一般的にはその当時の經濟界の動向や、午前の部で出されました小野田セメントの例に見られるごとく、經營者の放漫政策や失敗等によって労働者がちまたにほり出されるわけであります。したがつて、そういう面から見ますならば、國や經營者といふものは、その國の産業を興隆させる最も重要な人材の資源であります労働者に對して生活の保障を与えることは、國並びに經營者として当然の責務であると思うのであります。ところが、昭和二十四年度に始まつたこの制度といふものは、この保険料率につきましては、いま國が四分の一、労使が四分の三でありますから、そうなりますと、しかも、この場合におきましては、日雇いの場合においては五対五の比率でありますから、そういう面から見ますならば、必ずしもこの労働者の生活を守るという國のあるべき姿、經營者のあるべき姿といふものがあらわれていないような気がしてならないのであります。したがつて、アメリカやイタリアで見られるごとく、あるいはもちろん制度は違つでありますようけれども、フランスの國庫負担といふような問題に見られることなく、先進國の例をとりまして、いまや世界のいずれの國におきましても、労働者が尊重され、労働者の發言力が非常に強まつてきた、これはもういなめない事実であります。したがいまして、私どもいたしましても、当然一人の飢えたる国民のなからしむるための社会保障政策の推進をはかつてしかるべきで、しかも、これは強力に展開すべきであると思うのであります。したがつて、保険等の負担をしてしかるべきだと思ひますけれども、私は、いま冒頭に触れました先日の私の答弁については、現行このままで十分ということである

ならば、私はその点について、重ねて労働者側の負担の過重にならざるようにならうことで質問をしておるわけでありますので、この点については、あらためてもう一度そいへん御検討を願えるかどうか、御答弁をわざわざしたい。

○政府委員(有馬元治君) 一般的の場合と日雇いの場合と多少ニニアンスが違うござりますが、國庫負担といふことここでございまして、労使は折半負担という原則を今日まで貫いておりますが、この負担割合については、御承知のように、社会保険制度審議会におきましても、私どものほうの中雇いの場合には、三分の一の中央職業安定審議会におきまして、労使は折半負担といふ原則を今日まで貫いておりますが、こについて再検討をすべしといふふうな希望意見がついておりますので、この点は私どもも率直に今後こういった基本的な問題について再検討を加えてまいりたいと思っております。ただ、この前先生から御指摘がありました國庫負担の問題について、これはまあいろいろな経緯がございまして、今日のようなことで一般保険については四分の一國庫負担に切り下げられた経緯がございますが、この点は、私どもとしてもこの前も答弁いたしましたように、必ずしも賛成しかねる面がござりますけれども、現状においても、なおかつ保険制度を運用する場合に現在の負担割合で十分対処していくるといふうな見通しを持つておりますので、この点については、せつかく御指摘があり、私どももそれに同感な点もございまして、何とかやつていきたい、かよう考へておる次第でござります。

○森勝治君 保険の給付額の問題について聞きましたが、退職当時の資金の六〇%保障といふことありますますですが、現行の物価等からやっぱり勘案いたしますと、少なくとも八〇%程度保障しなければやつていけないじやないかと思うのであります。さらにこの失業保険の給付対象といふものに中高年層の問題を当てはめますと、もちろん國が中高年層の雇用ということで重點的におる國が中高年層の雇用といふことで重視的におる

やりますので、この問題では、相当悩んでおるわけでございます。といいますのは、失業保険の保険事故と就職といふのは頭痛の種でござります。これは政府が若年者、青年は大企業に、中高年層は小企業にという安定紹介の方法をとるということをいつか聞いたことがありますけれども、そういうこと

はさることながら、なかなか中高年層の場合には、再生産の場に立つのにもろいもの条件があります。したがって、なか

なかそのわざかの期間で再就職はむずかしくなる。これが偽らざる現状の姿ではなからかと思ふのであります。したがって、現行の給与期間が一年ということがありますけれども、当然これ

はもう一年延長して、二年程度にしてやらなければ、せつかく仮つて魂入れず、国の社会保障の施設といふものがそいういで中途で挫折する、

あるいは、また、効果が薄れるおそれがあるので、せつかく仮つて魂入れず、國の社会保障の施設といふものがそいういで中途で挫折する、

あるといふことによつてこの失業者の生活の安定をはかっているといふ実態がござりますので、私が多數おりまして、現状においては六十万近い方々がこの種の利用をしているわけでござります。したがって、保険の理屈からいえば非常におかしいわけでござりますが、一面においては、やはりこれらの季節労働者が失業保険を適用されて

いるといふことによつてこの季節労働者に対する保険の適用を除外するという法律改正は、これは理屈は理屈としても、現実はやるべきではないといふうな結論で、この法律改正については非常に消極的に考えています。季節労働者に対する保険の適用を除外するといふうな法律改正は、これは理屈は理屈としても、現実はやるべきではないといふうな結論で、この法律改正については非常に消極的に

考えている次第でござります。

○森勝治君 それでは違った問題を聞きますが、四十一年度の事務費は幾らですか。

○政府委員(有馬元治君) 八十四億でござります。

○森勝治君 それでは、一般会計からの事務費に振り向かれる額は幾らですか。

○政府委員(有馬元治君) 一般会計の國庫負担分が四千百万円でござります。

○森勝治君 いまの話ですと、八十四億二千八百万元ですね、事務費は。そうすると、一般会計からわざかに四千百万円といふことありますね。

○政府委員(有馬元治君) そうです。

○森勝治君 そうすると、そのほとんど残りは積み立て金の運用利子によつてまかなわれているわけですね。そなりますと、運用利子でありますから、当然これはもとをただせば保険金といふことになりますと、こういう運用のあり方が正しい

やりますので、この問題では、相当悩んでおるわけでございます。といいますのは、失業保険の保険事故と就職といふのは頭痛の種でござります。これは政府が若年者、青年は大企業に、中高年層は小企業にという安定紹介の方法をとるといふことをいつか聞いたことがありますけれども、そういうこと

はさることながら、なかなか中高年層の場合には、再生産の場に立つのにもろいもの条件があります。したがって、現行の給与期間が一年ということがありますけれども、これでもつて

場合におきましては、これから御審議願います再就職の問題は片づけていきたい。さらに、この期間を過ぎても再就職ができないような中高年の

最高水準といふうに私ども理解いたしておりますので、ただ、賃金事情が諸外国と違いますから、低所得層についてだけそういう考え方で再検討をするわけでございます。

さらに、給付の期間について御指摘がございましたが、これはまあ現行の給付期間は大体最高二百七十日という期間でござりますので、この間で再就職の問題は片づけていきたい。さらに、この期間を過ぎても再就職ができないような中高年の

最高水準といふうに私ども理解いたしておりますので、この問題では、相当悩んでおるわけでございます。といいますのは、失業保険の保険事故と就職といふのは頭痛の種でござります。これは政府が若年者、青年は大企業に、中高年層は小企業に

といふうにまいません。したがって、なか

なかそのわざかの期間で再就職はむずかしくなる。これが偽らざる現状の姿ではなからかと思ふのであります。したがって、現行の給与期間が一年といふことがありますけれども、これでもつて

場合におきましては、これから御審議願います再就職の問題は片づけていきたい。さらに、この

期間を過ぎても再就職ができないような中高年の

最高水準といふうに私ども理解いたしておりますので、この問題では、相当悩んでおるわけでございます。といいますのは、失業保険の保険事故と就職といふのは頭痛の種でござります。これは政府が若年者、青年は大企業に、中高年層は小企業に

といふうにまいません。したがって、なか

とお考えであるかどうか、お伺いしたい。

○政府委員(有馬元治君) この国庫負担金が非常に少ないと、いう点につきましては、私どもも必ずしもこれで満足しているわけではございませんけれども、失業保険特別会計、あるいは一般会計の双方の事情から、今日やむを得ずこの程度の国庫負担ですが、まんして、いるわけでございますが、御指摘のよう、業務取り扱い費について、は國庫がもつと負担すべきだという御意見は私どもも十分わかりますし、その趣旨で今後国庫負担金の増額を予算編成を通じてはかってまいりたいというふうに考えております。

○森勝治君 それでは、さらにお伺いしたいので

すが、二十九条によれば、保険料は、失業保険事業に要する費用に充てるため徴収をするとあり

ますね。さらに三十条では、保険料率を変更する

場合には、「保険給付総額と福祉施設に要した費用との合計額」云々、こういうふうにあります。さら

にその前段の二十八条ですと、国庫は、予算の範

囲内において事務の執行に要する経費を負担す

る、こういうのが二十八条の定めであります。そ

うなりますと、このいま私が申し上げました二十

八条、二十九条、三十条、こういうものを総合推

定いたしますと、事務費といらは、本来は保険

料でまかなうといらは、当然なるくなるわけで、そ

の運営主体たる國が一般会計から、当然この事務費

は支出すべきものだといらが、前三条を総合勘

案した考え方が、そういうことに相なります。ところが、いま御答弁がありましたように、八十四億

二千八百万円の事務費の中で、一般会計から投入

はわずかに四千八百万円、そのほとんどは八十三億

八千七百万はこの保険料の運用利子でまかなつて

いるといらのは、一体これは正しい本保険の運用

のあり方であろうかどうか、私は多くの疑問を持つのであります。したがつて、そういうことで、あつてよいのか、一つ明快にお答えを願いたい。

○國務大臣(小平久雄君) 先ほど来、森先生御指

摘の、事業費に対しまして一般会計からの受け入

れ、これが四千八百万、これは昨年度も本年度もさ

○政府委員(有馬元治君) 改正後の一級の適用を

受けれる者が、比率において三四名といらふうに組んでおります。

○森勝治君 私の申し上げたのは率じやなくて、

得ないと思うのでござります。

○政府委員(有馬元治君) 律法的に申します

か、必ずしもこれは妥当だと、こう言ひ切れない

と、かようにも思ひのあります。でございま

すので、今年度の予算の編成等にあたつてこれが

改善ができなかつたことは、はなはだ恐縮でござ

りますが、必ずしもこれは妥當だと、こう言ひ切れない

と、かようにも思ひのあります。でございま

すので、今年度の予算の編成等にあたつてこれが

これは主として一人親方の関係がこの中に含まれております。これが約二十万近くございます。そういう食い違いが一つあると思います。それから、失保の被保険者四十六万と申し上げました。が、先生の資料によりますと四十八万という資料のようですが、これは時点が三十九年時点だとやはり四十八万二千人あつた時代がござります。被保険者が若干減っておりますのは、日雇い労働者の雇用は大体ここ数年漸んでございま

度の問題に限つて見ますと、港湾労働法ができまして、日雇い労働者層三万人といふものがそちらのほうへはざれるという関係もございまして、若干從前の水準よりも減るということは当然予定いたしております。それから、二十万という数字は、これは保険の受給者でございまして、被保険者ではない。現実に被保険者の中から保険をもらひにくる受給者の数が約二十万、こういうふうに申し上げた次第でございました。まあその辺の数の食い違いは大体おわかりじやないかと思います。

○森勝治君 ですから、もらいにくるのは二十万でしょう。だけれども、あなたのほうの発表で失業保険の該当者四十六万ですから、四十六万は一級、二級といずれにしても分けられるわけですよ。ですから、もらいにくる数というよりも、やはり四十六万人もおるわけですから、やがてそれらの方々が全部もらいたいにこないとも限らぬわけであります。したがつて、一級と二級に区分したらどのくらいの数字になるかという質問を先ほど私は申し上げておるわけであります。ところが、それが合計二十万ということであるならば、あなたの方の発表じや四十六万ですから、二十六万人も隔りがあるのではないか。二万か三万ならいざ知らず、倍以上の隔りがあるのはひど過ぎるから。ですから一級と二級の數はどうなるのかという質問を申し上げておるのであるから、ひとつお答えいただきたい。

十六万の方の内訳いかんという問題だと思いますが、これはちょっと計算がやっかいでございまして、受給者としては、いま申しましたように、約三分の一が一級受給者として立ちあつわれますけれども、被保険者全体としましてはもう少し一級該当者が多いと思います。と申しますのは、端的に言つて一般失効労働者の場合を想定いたしますと、被保険者の中に占める割合は半数以上ござりますけれども、保険の受給者として窓口にあらわれる割合はもつと七割から八割近い比率を占めています。こういった関係で、四十六万のほうの内訳は、先ほどちょっとと――いまの数字は計算させておりますので、ちょっと御猶予いただきたいと思いますが、必ずしも受給者の比率がそのまま被保険者の比率につながってはいないのじゃないかといふうに私はいま考えていて、計算させた結果御報告申し上げます。

十六万の方の内訳いかんという問題だと思いますが、これはちょっと計算がやつかいでございまして、受給者としては、いま申しましたように、約三分の一が一級受給者として立ちあらわれますけれども、被保険者全体としましてはもう少し一級該当者が多いと思います。申しますのは、端的に言って一般失労労働者の場合を想定いたしますと、被保険者の中に占める割合は半数以上ござりますけれども、保険の受給者として窓口にあらわれる割合はもつと七割から八割近い比率を占めています。こういった関係で、四十六万のほうの内訳は、先ほどちょっとと――いまの数字は計算させておりますので、ちょっと御猶予いただきたいと思いますが、必ずしも受給者の比率がそのまま被保険者の比率につながってはいないのじゃなかといふうに私はいま思ってますが、計算させた結果御報告申し上げます。

は、これまでの慣行がございまして、大体いまままでの改正前の一級の二倍の金額を賃金区分といましまして、さらにその上に一級を積み上げる、というふうな考え方で従来やってきております。それがまた同時に平均賃金の六割という思想に内蒙古一致してきておりますので、今回もそちらの方で一級と二級の賃金区分並びに給付日額を決定いたした次第でございます。これによりますと、六百六十円の賃金区分を境にいたしまして、一級に該当する受給者の平均賃金は六百六十円以上の者の平均賃金でございますが、これは八百二十円に相なります。この八百二十円の六割という計算で五百円、こういう算定をいたしておるわけでございまして、その結果、引き上げ率だけから見ますと御指摘のような率に相なるわけですが、考え方はいま申しましたとおりでございます。

それから、先ほど御質予いただきました四十六万の一級、二級の区分でございますが、四十六万のうちにも一級が十七万六千、二級が二十八万八千五百、率にいたしまして一級が三八%ということがあります。先ほどの二十万に対する三四%よりも若干高くなつております。

○森勝治君 一級と二級とを区分する基準の根拠といふものはどういふところから出発されておるのか、ひとつお伺いしたい。

○政府委員(有馬元治君) これは先ほど申し上げましたように、従来からの慣行で、従来の一級の上に新しく上積みをするという考え方で、従来の一級を二倍をしたところで賃金区分を考える。そして平均賃金を求めて、その六割分の金額をはじめとして一級にする、こういう考え方で従来やまつておりますが、今回もそちらの方でこの改正案をお願いいたしたわけでございます。ただ、この前も申し上げましたように、この算定の基準について従来からやつておる慣習をそのまま今後も引き継いでいくのが合理的であるかどうかといふ点については非常に問題がございまして、社会

は、これまでの慣行がございまして、大体いまままでの改正前の一級の二倍の金額を賃金区分といいまして、さらにその上に一級を積み上げる、というふうな考え方で從来やってきております。それがまた同時に平均賃金の六割という思想に於いてもそろいつた考え方で一級と二級の賃金区分並びに給付日額を決定いたした次第でござります。これによりますと、六百六十円の賃金区分を境にいたしまして、一級に該当する受給者の平均賃金は六百六十円以上の者の平均賃金でございますが、これは八百二十一円に相なります。この八百二十一円の六割という計算で五百円、こういう算定をいたしておるわけでございまして、その結果、引き上げ率だけから見ますと御指摘のような率に相なるわけですが、考え方はいま申しましたとおりでございます。

おりますので、今後はこの点もあらためて再検討をしたいというふうに考えておりますが、今回までは従来の算定方式をそのまま踏襲して今回の改正をお願いした、こういうことでございます。

○森勝治君 日雇い労働者の平均賃金は六百二十円四十八銭でござります。

何円かでありますかね。幾らですかね。

○政府委員(有馬元治君) 失対賃金の平均は六百二十九円四十八銭でござります。

○森勝治君 六百二十九円ですか。一般は紅露先生が私の質問に関連して発言されたときには六百二十九円じゃないほかの数字をおっしゃられたのですが、あれからそんなんに日がたっていないのですぐね。もう一ペんはつきりさせてくれませんか。

○政府委員(有馬元治君) 紅露先生のこの前御指摘の場合に、私もちょっと覚えておりませんが、もし違った数字を言つたとすれば、昨年までの平均賃金が五百六十一円七十銭でございますので、その数字を言つたか、あるいは紅露先生の御出身地の徳島県の具体的な賃金を申し上げたか、どちらだと思います。

○森勝治君 これは大臣あてに出されました社会保障制度審議会の本件についての答申でありますけれども、この中で、前段を省きますが、こういうことを言つているわけですが、「しかしながら、保険金額算定の方法、保険料負担のあり方等の基本的諸問題については、特に失業者に対するこの制度の理念を考慮しつつ根本的な再検討を行なうべきである。なお、級別保険金の支給は、納付された保険料との関連を考慮し、日雇労働者に特有の不利を軽減するよう努められたい。」と、こういう答申がなされておりますけれども、この答申をどのように受け取つておられるのか、ひとつお伺いしたい。

○政府委員(有馬元治君) これは御指摘のとおりの答申でございまして、私どもは改正原案を社会保険制度審議会におはかりいたしまして、數度の審議の結果こういう結論をいたしましたので、将来こういった基本的な問題については、先ほど

から繰り返し申し上げておりますとおり、再検討をいたしたいと思っております。

○森鷗外君　再検討はわかるのですか、どうもう少し
ふうに検討されるのか。たとえば私が先ほど申
し上げたように、労働者側の経済的な負担をどう
するかという問題もあるわけであります。さら
には、反対給付をどうするかという問題もありま
す。ですから、そういう問題をただ考えるわけには
まいりませんので、この答申の趣旨を生かすため
に具体的にどういう作業をするのか、どういぢ方
針で進まれるのか、具体的な答えをひとつわざら
わしたいと思ひます。

○政府委員(有馬元治君)　第一点は負担割合の問
題でござりますが、この点は他の社会保険との関
連もございますので、そういった関連も十分考
ながら負担割合については再検討をしてまいりた
い。

それから外はともかく内は、おもむろに水準の問題でござりますが、これも低所得層に對しましては、やはり生活保障の十全を期するといふ観点から、六割保障一本やりでは不十分ではないかというふうな觀点から月額の算定も行なつてまいりたい、かように考えております。

○政府委員(有馬元治君) 労使の負担割合について、今まで折半負担の原則を貫いてきておりましたが、ここに御指摘がありますので、他の社会保険の負担割合等とも関連をいたしまして、それらのほうを。

○森勝治君　この点については三度御答弁をわざわざして恐縮であります。先般は、ここにも遠説記録を持ってきていますが、五月の十二日の私の質問に対しても、私もさつきちょっとと読み上げました。が、現行のこの制度で十分対処していくますと、いう御答弁でありましたので、先ほど重ねて再考をわざわざしましたが、なかなかよい御答弁をいたしまして再検討をしてまいりたいかように考えます。

ただけなかつた。ところが、私がいま申し上げました社会保障制度審議会の答申案をどう受け取る

かとしうる間ににきましても、いすおへじつた。うに、従来は労使折半であるけれども、前向きの姿勢で検討をしていただきたいという御答弁を、いま私は繰り返し御答弁をいただいたわけでありますするから、そうなれば先般の五月十二日の私の質問に対しての、この問題については現行の制度でよろしいということを撤回されて、いまの再度の御答弁といふうに理解をいたしますが、さよう心得てよろしいですね。

りに理解をいたしますならば、労働者側の負担分担が軽減される、労働者側の負担の軽減という中には経営者側の分担もあり得るでありますよう、国庫の負担もあり得るでありますよう、そういうことではないといたしまして、労働者側の負担軽減に努力するといふ御答弁を明らかにいたしたものと理解してよろしいですね。重ねてくどいようですが、よろしいですね。

○政府委員(有馬元治君) 私どもがお答え申し上げましたのは、この社会保障制度審議会の御指摘のありました負担のあり方といふ問題について申し上げたので、この審議会において問題になりましたのは、労使の折半負担を変更すべきではないかという意見が非常に強かつたわけでござります。しかしながら、これは将来の問題として検討すべしという答申をいただいて今日の改定案を提出した次第でございますので、ここで言つてはいる問題はそういう、各種年金を計算に入れてと、いまき

○政府委員(有馬元治君) 私も速記録を持つておりますので、あえて議論をしようと思いませんが、この労使の負担割合の問題は、確かにこの外

会保障制度審議会が御指摘になつておりますように、今後問題として再検討をいたしたいと思ふますが、ただ、十二日に問題になりましたのは、一般保険の国庫負担割合が四分の一に下げられたのはけしからぬじやないかといふような御指摘がありましても、その点に対する回答として私申上げたのでございまして、日雇保険に関しましては、現行も三分の一の国庫負担割合になつてゐるところ、この点につき、これは社会保険制度審議会によ

○藤田藤太郎君　関連。非常に重要なところで、いままで馬さん何回も繰り返しておっしゃいますけれども、私はこの点について、特別の議論はなかつたといふうに私どもは理解しておりますので、この点の問題は、一につかって労使の折半負担を再検討すべしといふふうに理解いたしておるわけでござります。

○森勝治君 ですから、どうもそれじゃ私も合点がいかないですね。この答申の意味も含めておつしやるけれども、答申の、労働省が諮問した点については認めると、こういうことでしよう。私はこの文章を読み上げたのは、後段で「しかも」などと以降を読み上げたのですよ。将来自ながら」というふうにわかつて譯処するかいかないかという問題についての質問をしたら、そういう話も皆さんの御意見などでありますので、労使折半ということとは再検討していきたい、こういうことを言われたのでしよう。だから私が念を押したのですから、いずれといたしましても、じや重ねて私は先ほど申し上げたとおり、一つも反対いたしませんと、いいでなく、経営者の負担が多くなるが国の負担が多くなるか、そのいかんを問わず、少なくとも労働者の現行負担の比率といふものは軽減する方向で検討をする、こういうお答えだといふように理解してもらしいかという私の質問であります。よろしくおねね、それで。そういうことでしよう、はつきりしてください。速記録に出ているのだから。

ども、いま千五百億も金がたまっているから、政府の出し分は少しでもいいという考え方だとおもは思うのです。しかし、この三分の一ずつやつていうふういう法律のたてまで、それが保険財政がよくなつたから、だから四分の一にした、そして積み立てられた金の利子はみな一般行政に使つて積み立てられたおるもののは労使がやっている。その積み立てられたものなんですか。その先の議論があつたから私はあまり触れないでおくわけです。そんなものをいまいきますとかいへぬとかいうこと自らが間違っているんじゃないですか。その正規のふてまさに立つて失業保険会計を確立して、給付を拡大するとか何とかするといっために努力をしますことここで答えるのが当然じゃないですか。ああお答えになつたからといふことと、何もあらずたがお答えになつたからといふことと、何もあらずた、法律できめたものを三分の一を四分の一にしているわけでしょう。社会保障制度審議会だって、そんなことは常識ぢやないですか、あなた。その保険経済がよくなつてきいたら、その金をして給付を拡大する、もとと先には失業者をなくすることが先でしようけれども、出てきている失業

者の給付をよくしていくのが筋道じゃないですか。それをそれは知らぬのじゃ、社会保障制度審議会のきめた労使の負担割合の部分だけは検討するなんということは筋が通りませんよ。私は何回も聞いているけれども、これは大臣、ひとつもとに返すという約束を法律のたてまえからしても考えてもらわなければ、こんな私は何回も同じ議論を繰り返しては困る。法律のたてまえからいつて、失業者を出さないことが一番先であります。努力されているが、出た失業者の救済をよりよくしていくというのはあたりまえじやないですか。一般会計からたった四千百万円の金を出して、その利子で全部行政をまかなっていくなんというようなことは、世間で通りませんよ。そのことがあるにもかかわらず、いまだに同じことを、それはこれでいいんじゃなんということを突つ張るのは、少し私はたてまえをくずしはしませんか、これは大臣からもお答えを願いたいと思いますよ。

おられるのだろうと思ひますし、これは当委員会でも再三御指摘をちょうだいしているところでありますし、さらには衆議院の社労でも給付の改善ということを行なふ。こういう御決議もちょいちょいしておられます。したがつて、この給付の改善と申しますれば、現行の保険料の負担のままで保険金をふやすのも、これも改善かもしませんし、あるいは保険料を下げて現行の保険金を維持するなり、あるいはさらにふやすなり、こういういろいろな場合が実は考えられると思うのです。ですから、いずれにいたしましても、この基本的問題については根本的な再検討を行なうべきだ、こう両審議会とも言つておることでもありますし、国会の御意思もそういうところにあるようですが、さういふ方向で事務当局にも再検討をしていただきたい、かように思います。

型、いろいろございますが、両方合せて私どもは六十万を下らないと、いう推定をいたしております。この点、農林省の調査と数が食い違つておりますが、これは定義のしかたで食い違つているのだろうと思いますが、そういう膨大な出かせき者が現にあるわけでござりますが、これらの出かせき者の就労先が、その六割までが建設産業でございます。残りが食品加工業その他でございまして、純然たる狹義の製造業には、そうたいして今までのところ出ておりませんが、とにかく出かせきぎ先の業種が強制適用になつておる業種でございますので、失業保険はこの出かせき者の大部分が適用を受けておる、そして、また、一定といいますか、最低の資格要件を備えて現実に失業保険をもらつておる、こういう状態でございます。

○森勝治君 昨年までは、出かせき者の皆さん方が、昨年の十月、十一月ごろの様子でありますと、受け入れ側がござつて受け入れたということで、東北の山形、秋田でもだいぶ出たわけであります、が、昨年の十月、十一月ごろの様子でありますと、受け入れ側が不景気の余波を受けて多くを求めなかつたというふうに聞いておるわけです。したがつて、昨年秋から今日にかけての出かせきの全国的な趨勢はどうなつておるのか、ひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(有馬元治君) 昨年の十月、十一月、いわゆる冬型出かせきの最も出る時期でございますが、この時期に経済の一般的な不況のありますといいますか、影響を受けまして、従来よりも出かせきの需要が減つてきております。これがまだ全国的に集計ができるおりませんので、数字的にはつきり一昨年との比較を出すわけにはいきませんけれども、御指摘のような傾向が現実に出てまいっております。いま手元にあります数字で申し上げますと、安定所の紹介の分についてだけ出ておりますので申し上げますと、他県への出かせきが昭和三十七年には十三万、八年には同じく十三万、九年にも同じく十三万というふうに、十三万程度をピークにいたしておりましたけれども、四年に入りますと、これが若干十二万

程度に落ち込んでおります。そのほかに、もちろん安定所の紹介以外の出かせき者が七八割おるわけでございますので、この統計を把握してみると、不況の影響が現実にどの程度出かせき就労者に影響しておるかといふような点ははつきり申し上げられませんけれども、いま申し上げましたような数字で見ましても若干低下をしておる、こういう状況でございます。

○森勝治君 建設現場に働く皆さんの状況はどうなっておりますか。

○政府委員(有馬元治君) 建設業の雇用者の状況でござりますが、最近の労調の結果を見ますと、製造業に先んじて建設業は微増を続けておる、こういうふうな一般的な状態でござりますが、出かせき者の六割近いものが建設業に出かせきに出ておるという状態で、こまかい点は、また御指摘があれば御答弁いたしたいと思いますが、そういう状態でござります。

○森勝治君 建設業に働く出かせきの皆さんのが職先というのは、たとえば道路、港湾、あるいはダム等の建設の現場がほとんどでありますよう。しかも、それらの事業主というのは、ほとんどいわゆる国の事業の一環を受け持つこれらの日雇いの諸君が努力されておるわけでありますけれども、この国の事業の一環を受け持つ、おそらくそろなりますと、これはもう信用の面からいっても日本で一流、二流と下らない建設会社だろうと私は推定をするものでありますけれども、ダムあるいは道路工事、そういうところで働く諸君の待遇、いま申し上げる失業保険の問題、日雇健康保険の問題については的確な指導をされているというふうに私は考えておりますけれども、なかなか問題点が多い。けがしてもなかなかみてくれない状態。したがって、郷里にも歸れない。ここで、「とうちやんいす」という社会問題が出てくるわけであります。なぜこういうふうに国の事業の推進の一端をになう建設業界の中でこういふ問題がわしい問題が次から次へと起こって、今日なおかげであります。なぜこういうふうに國の事業の解決ができないものであるのか、私ほんまにこの

ふしきに見えないわけであります。したがつて、一
体労働省としてはどういう対策を立てておられる
のか、先般も三、四回前の当委員会において私ど
もが質問いたしましたら、まことに恐縮だが、そ
れは安定所の門をくぐらないから把握が困難でござ
ります。こういう答弁があつたわけであります。
けれども、そういう答弁では、今日的段階におき
ましては、もう國がそれぞれの業界にも自粛を促
し、その対策を要望している現段階においては、
安定所の門をくぐらないから知らないなんという
ことはできないはずであります。したがつて、建
設現場におけるこの雇用状況といふものは一体ど
うなつておるのか、依然としてタコ部屋的な内容
を内蔵するものもあるや聞くわけであります。
現に私も過去において山の中に入りましたして、半年
間もその中で籠城させられ、賃金未払いの諸君と
その対策を練つたことをいまなましく記憶と
して呼び起こすのでありますけれども、依然とし
て今日の段階でこういう問題があとを断たないとい
うのもその中で籠城させられ、賃金未払いの諸君と
その対策を練つたことをいまなましく記憶と
して呼び起こすのでありますけれども、依然とし
て今日の段階でこういう問題があとを断たないとい
うことは、一体どうしたことなのか、労働省はどう
されておられるのか、そういう点についてひとつ
お話を聞いてみたいと思います。

○森勝治君 さらにもうがつた質問をして恐縮であります。が、こうした建設現場に働く雇用形態といふものは、一体どういうふうになつてゐるのか、聞いてみたいと思うのであります。一例として具体的に申し上げますが、たとえば建設省の出先の道路、国道を開拓する、こういう場合に○○組または○○会社というものがまず請負となります。ところが、それから先はどうか、下請に次ぐ下請ということになります。世上、この現場は何々組が請負ということで看板が出ておりますから、われわれといたしましては、なるほど○○組の、あるいは、または○○会社の事業が、國から請け負つてやつてあるんだと、こういふように素朴なものは、飯場頭などといふことばを使うことは妥当でないかもしれませんけれども、そういう形で問題から入つてまいりますと、さらにまたその下に何々組といふのがあって、その雇用形体といふものは、飯場頭などといふことばを使うことは妥頭で理解をするのでありますけれども、さて労働問題から入つてまいりますと、さらにまたその下に何々組といふのがあって、その雇用形体といふものでなくして、さらにその下の飯場頭とか何々組とかいう、小頭とかいろいろ申しますようけれども、私も少しうとですから、その点はつまびらかにいたしませんが、いずれにいたしましても、国から引き受けた会社の従業員でないようこの安定所関係は相なつておるわけであります。もちろん常用の職員もおるでありますよ、作業員もおるでありますしょうけれども、その大半といふのは、いわゆるきょうはあちら、あしたはあちらといふ形になつておるわけであります。そうなりますと、一体労働省が労働者の保護をもつて監督行政に当たる場合に、そういう点は從来放任をしておつたのではないかと思ひます。したがつて、そのままでほりつておくわけにはまいりません。したがつて、安定所の承認のないものは使つてはならないということに相なつておるわけであります。

その辺の指導はどうなのか。山の中だから予算が足りない、予算が足りないといふなら、りっぱな労働大臣がおるのである。そこで、大蔵大臣が群馬県から出ておるわけですから、隣のくにのよしみで小平大臣はとつておきまして、いすれにいたしましても当然これはおきまして、いろいろ山の中の作業現場であつても、この目的には届かないところにおける労働者の悩みこそ、固定せる職場で働く諸君の労働問題のもろもろの不満もさることながら、こういう山の中、辺境の地にある労働者のこういう人々こそほんとうに東北のまらない労働環境の中で働いておるわけですから、さらには労働者が的確な指導助成をしなければならないと思うのであります。したがつて、今後どうぞそれらの問題について対応されるのか、從来どおり予算がないということではなくつておくのか、あくまでも労働者保護の見地から、積極果敢、勇敢に取り組んでくださるのか、お伺いをいたしました。

御指摘のございましたとおり、就労問題、労働条件の問題、特に賃金の不払いの問題、安全の問題、あるいは宿舎の問題等々、幾つかござります。そこで、出かせき労働者の場合には、特に建設業の場合を申しておるわけですが、労働省が今日まで捨て置いたわけでもなく、労働省といたしましてもできる限りそれぞの努力を払つてまいりましたには違ひないのでござりますが、何と申しましても、建設業の場合には、先生御指摘のように、国をはじめとして、公共団体が発注する場合もございましょうし、民間の場合もございましょうが、いずれにしても、最初の受注者が仕事の全部を責任を持ってやるという場合がきわめてむしろまれなくらいでありますて、下請から下請へと力の弱いものに仕事が分割されて請け負はれておる、こういう事態もあります。さらに、また、作業場自体が常に移動しておる。時には山間僻地に及ぶことが非常に多い。こういったような非常な複雑な様相を含んでおりますので、一般の工場、事業場のごとく、働く場所が固定し、あるいは、また、従業員も大体変化がないというところと違いまして、非常に同じ監督をいたすにいたしましても、なかなか困難な問題をたくさん含んでおることは先生にも御了解をいただけると思うわけでございます。

そこで、私は、役所が一そら努力いたしますことは当然でございますが、何と申しましても、これは業界 자체の要するに自覚を持つということが一番私は基本的な問題であらう。そういう見地から、まずもって業界 자체の自覚を促し、みずから進んでの労働条件なり環境なりについての改善ということに努力を促す、そういうことが一番やはり大切であろう。こういう気持ちからこのよくな懇談会を持ちまして、先ほど申し上げたような問題について、具体的にいろいろ当局の見ておるところを率直に伝えまして改善方を促したのであります。

が今日の実情に即してどの面をどう改善するかと
いう一つの案をつくるほし、こうすることを
私から要望いたしまして、これもあまり漫々的で
は困りますよということを強く要望いたしました
結果、去る四月の二十八日に全国建設業協会から、
労働、建設両大臣あてに、建設労働問題に対する改
善策についていろいろのを出してまいりました
ました。これにつきましては、業界としても、ま
あ一々申し上げませんが、問題になつておる点に
ついてそれぞれ今後こういう点で改善いたしたい
ということやら、あるいは、また、それについて
は役所のほうでこういう点にも協力してほしいと
いうことやら、相当の長文の改善策をよこしてお
ります。ここにございますから、何でしたら御参
考に差し上げてもけつこうでございますが、いす
れにしてもそういうことでござりますので、特に
先生の御指摘のありました政府の発注の仕事等に
関しましても、これは建設省でも非常に関心を
持つていただいておりまして、私は再三、建設大
臣とも本問題についても話し合つておるのであり
ますが、建設大臣も非常に熱意を持っておられま
して、特に賃金不払いの問題等については、これ
はもういわば人道問題でもあるからということか
ら、事務当局を非常に督励してくださいました。
そこで、建設次官通牒が建設省の事務次官から昨
年の十二月二十七日付で出ました。これは私のほ
うの労働基準局長からも、大体同趣旨のことを開
係の私のほうの出先にも通知したのであります
が、要するに賃金不払いの問題につきましては、
中にはこれはもう当然下請が賃金不払いを起し
たならば元請が責任を持つべきである、こういう
ことを法律できめろという実は御主張もあるので
あります。そこで、そういう点も勘案しまし
て、建設事務次官の通牒では、この入札者を選ぶ
際においては、労働者に対する福祉ということを
非常に重く見られて、福祉という中には賃金の不

払いの問題等も当然入るべきだ、こういう解釈か
ら、この福祉に問題の欠くるところあるものは、
私から要望いたしまして、これもあまり漫々的で
は困りますよということを強く要望いたしました
結果、去る四月の二十八日に全国建設業協会から、
労働、建設両大臣あてに、建設労働問題に対する改
善策についていろいろのを出してまいりました
ました。これにつきましては、業界としても、ま
あ一々申し上げませんが、問題になつておる点に
ついてそれぞれ今後こういう点で改善いたしたい
ということやら、相当の長文の改善策をよこしてお
ります。ここにございますから、何でしたら御参
考に差し上げてもけつこうでございますが、いす
れにしてもそういうことでござりますので、特に
先生の御指摘のありました政府の発注の仕事等に
関しましても、これは建設省でも非常に関心を
持つていただいておりまして、私は再三、建設大
臣とも本問題についても話し合つておるのであり
ますが、建設大臣も非常に熱意を持っておられま
して、特に賃金不払いの問題等については、これ
はもういわば人道問題でもあるからということか
ら、事務当局を非常に督励してくださいました。
そこで、建設次官通牒が建設省の事務次官から昨
年の十二月二十七日付で出ました。これは私のほ
うの労働基準局長からも、大体同趣旨のことを開
係の私のほうの出先にも通知したのであります
が、要するに賃金不払いの問題につきましては、
中にはこれはもう当然下請が賃金不払いを起し
たならば元請が責任を持つべきである、こういう
ことを法律できめろという実は御主張もあるので
あります。そこで、そういう点も勘案しまし
て、建設事務次官の通牒では、この入札者を選ぶ
際においては、労働者に対する福祉ということを
非常に重く見られて、福祉という中には賃金の不

払いの問題等も当然入るべきだ、こういう解釈か
ら、この福祉に問題の欠くるところあるものは、
私から要望いたしまして、これもあまり漫々的で
は困りますよということを強く要望いたしました
結果、去る四月の二十八日に全国建設業協会から、
労働、建設両大臣あてに、建設労働問題に対する改
善策についていろいろのを出してまいりました
ました。これにつきましては、業界としても、ま
あ一々申し上げませんが、問題になつておる点に
ついてそれぞれ今後こういう点で改善いたしたい
ということやら、相当の長文の改善策をよこしてお
ります。ここにございますから、何でしたら御参
考に差し上げてもけつこうでございますが、いす
れにしてもそういうことでござりますので、特に
先生の御指摘のありました政府の発注の仕事等に
関しましても、これは建設省でも非常に関心を
持つていただいておりまして、私は再三、建設大
臣とも本問題についても話し合つておるのであり
ますが、建設大臣も非常に熱意を持っておられま
して、特に賃金不払いの問題等については、これ
はもういわば人道問題でもあるからということか
ら、事務当局を非常に督励してくださいました。
そこで、建設次官通牒が建設省の事務次官から昨
年の十二月二十七日付で出ました。これは私のほ
うの労働基準局長からも、大体同趣旨のことを開
係の私のほうの出先にも通知したのであります
が、要するに賃金不払いの問題につきましては、
中にはこれはもう当然下請が賃金不払いを起し
たならば元請が責任を持つべきである、こういう
ことを法律できめろという実は御主張もあるので
あります。そこで、そういう点も勘案しまし
て、建設事務次官の通牒では、この入札者を選ぶ
際においては、労働者に対する福祉ということを
非常に重く見られて、福祉という中には賃金の不

払いの問題等も当然入るべきだ、こういう解釈か
ら、この福祉に問題の欠くるところあるものは、
私から要望いたしまして、これもあまり漫々的で
は困りますよということを強く要望いたしました
結果、去る四月の二十八日に全国建設業協会から、
労働、建設両大臣あてに、建設労働問題に対する改
善策についていろいろのを出してまいりました
ました。これにつきましては、業界としても、ま
あ一々申し上げませんが、問題になつておる点に
ついてそれぞれ今後こういう点で改善いたしたい
ということやら、相当の長文の改善策をよこしてお
ります。ここにございますから、何でしたら御参
考に差し上げてもけつこうでございますが、いす
れにしてもそういうことでござりますので、特に
先生の御指摘のありました政府の発注の仕事等に
関しましても、これは建設省でも非常に関心を
持つていただいておりまして、私は再三、建設大
臣とも本問題についても話し合つておるのであり
ますが、建設大臣も非常に熱意を持っておられま
して、特に賃金不払いの問題等については、これ
はもういわば人道問題でもあるからということか
ら、事務当局を非常に督励してくださいました。
そこで、建設次官通牒が建設省の事務次官から昨
年の十二月二十七日付で出ました。これは私のほ
うの労働基準局長からも、大体同趣旨のことを開
係の私のほうの出先にも通知したのであります
が、要するに賃金不払いの問題につきましては、
中にはこれはもう当然下請が賃金不払いを起し
たならば元請が責任を持つべきである、こういう
ことを法律できめろという実は御主張もあるので
あります。そこで、そういう点も勘案しまし
て、建設事務次官の通牒では、この入札者を選ぶ
際においては、労働者に対する福祉ということを
非常に重く見られて、福祉という中には賃金の不

払いの問題等も当然入るべきだ、こういう解釈か
ら、この福祉に問題の欠くるところあるものは、
私から要望いたしまして、これもあまり漫々的で
は困りますよということを強く要望いたしました
結果、去る四月の二十八日に全国建設業協会から、
労働、建設両大臣あてに、建設労働問題に対する改
善策についていろいろのを出してまいりました
ました。これにつきましては、業界としても、ま
あ一々申し上げませんが、問題になつておる点に
ついてそれぞれ今後こういう点で改善いたしたい
ということやら、相当の長文の改善策をよこしてお
ります。ここにございますから、何でしたら御参
考に差し上げてもけつこうでございますが、いす
れにしてもそういうことでござりますので、特に
先生の御指摘のありました政府の発注の仕事等に
関しましても、これは建設省でも非常に関心を
持つていただいておりまして、私は再三、建設大
臣とも本問題についても話し合つておるのであり
ますが、建設大臣も非常に熱意を持っておられま
して、特に賃金不払いの問題等については、これ
はもういわば人道問題でもあるからということか
ら、事務当局を非常に督励してくださいました。
そこで、建設次官通牒が建設省の事務次官から昨
年の十二月二十七日付で出ました。これは私のほ
うの労働基準局長からも、大体同趣旨のことを開
係の私のほうの出先にも通知したのであります
が、要するに賃金不払いの問題につきましては、
中にはこれはもう当然下請が賃金不払いを起し
たならば元請が責任を持つべきである、こういう
ことを法律できめろという実は御主張もあるので
あります。そこで、そういう点も勘案しまし
て、建設事務次官の通牒では、この入札者を選ぶ
際においては、労働者に対する福祉ということを
非常に重く見られて、福祉という中には賃金の不

ございますが、ただ、連絡がないという場合に、これは農村の方の特徴であるかと思いますが、たゞへんに気にしていらっしゃらない向きもございましたようでございます。たいへん筆ぶしょうのよなことがございましたり、また、出かせきが半ば慢性的になつておりますて、毎年のように出かせきに出られる。したがつて、心配はないといふような気分のところがあつたかと思いますが、たゞいまちよつと急でございましたのでデータを持つてまいりませんんでしたので、正確なお答えできませんが、そのうでございまして、いろいろな実態が見られております。で、今年度におきましてはその相談業務を組織的に行ないたい。で、カード等を作成いたしまして、家庭と夫との間の連絡といふことの側面的な援助をしてまいりたい。また、家庭のほうから御相談があつたような場合にいろいろと各般の御援助をしたい。このように考えて且下進めているところでござります。

ございましょうけれども、やっぱり直接はこちらの中央において、たいがい中央に集まっているものでしょうから、東京でなくとも、大都会中心でございましょうから。だから、これは留守家族がやつぱり町村なんかで聞かれるといいかげんなことをいついても、協助員の婦人同士で、たいがいいそれは御主人の場合ですから、だからいろいろ話をするうちに足跡もつかみ得るだらうと思うのですよ。ぜひこれは協助員の仕事として進めていただきたいと思います。

けれども、大臣も先ほどの話の中で、いみじくかまれてあるというようなことはなかなか足取りで恐縮であります。それは善意な立場におけるわれたのであります。これは責任を持つて仕事を当たることは当然であります。責任を全うし得ない業者というものは、当然それは排除されてしまうべきだと私は考えております。ところが、建設業界の中では、元請、その下に下請、さらに何々組とか小頭といふことが、いわゆる無登録の方々がこの日雇い労働者を使いつら傾向があります。したがって、これは全般と申しませんが、特徴的な問題についてのみ私は申し上げてみたいと思うのですが、この日雇い労働者が元請や登録された下請業者との雇用契約ではなくして、何々組という小さいいわゆる無登録業者との雇用契約がなされておるわけであります。ですから、先ほど私が若干触れましたのが、外見上では、国の下請の何々組というのを、あたかもそこの従業員のことく一般の人は思ひ込むのであります。その内情をたぐってみますならば、その元請の会社の契約ではなくして、下請のその下の無登録の業者との下請契約というものが比較的多い。ここに賃金不払いや、その安全衛生の面に欠けるところが出てきやせぬかと思うのでありますので、こういう点については今後とも的確な指導をひとつやついていただきたいと思うのであります。このことはまあ要望ということで、時間がありませんので、次に移ります。

事業といつもののが非常に片すみに迫いやられた。さらに、私が先ほど申し上げたように、そういう姿が、若者を大工場に、中高年層を中心企業にという姿に追いやり、権力によってこの失業保険金の受給というものに対する制約を加えている、こういう気がしてならないわけあります。ですから、安定所というのは、人々に職業を与えるところであります。職業のない人には、当分のしのぎといふことで生活の最低保障の保険金を支給するわけあります。けれども、保険金の大割の額よりもちよつとでも上の雇用条件が出るならば、そこへ行きなさい、行かなければ打ち切りますよといふことが、ややもするとやられるということを私どもは漏れ承っている。そういうことであるならば、いかにあなたたちが、失業保険をかける被保険者は多くなつたけれども、反対給付の保険金をいたしました。失業者が少なくなりましたなどとよくおっしゃるけれども、それは権力によって失業者の受給資格といふものを制限している。こういう例が顕著であります。時間がございませんから申し上げません。先日もこの点については若干触れておりますから申し上げませんけれども、そのういふ姿が、失業保険課といふ課の窓口を廢止して背景になるのではないかといふふうに私は那推をするわけであります。幸いにしこの私の邪推が簡単なる相變にすぎないことを私は希望するものでありますけれども、なぜ失業保険課といふものを廃止したのか、ひとつお聞かせ願いたい。

その他の適用拡大をはかつていきます、学校を出れば、人に雇われば必ず被保険者になるという時代が近くくることが予想されます。したがつて、私どもとしましては、失業保険の受給者すなわち、安定所の側から見れば求職者となつて安定所の窓口にあらわれるわけがありますが、この被保険者であつた受給者が求職者の大半を占めるという時代があつたとあります。そういう観点から、失業保険の受給者即求職者といふものを主たる対象として職業紹介業務を開拓をしていく、これの例外をなすものは、新規に学校を出るいわゆる学卒者でございまして、それを除くと、ほとんど大半の者が失業保険の受給者である、こういうたてまえで安定所の内部組織の編成がえをいたしたのでございます。ドイツの例を見ましても、失業保険公社といふ組織のもとに職業紹介を開拓をしております。これから保険が充実されればされるほど、失業保険を土台としながら職業紹介を開拓をしていく、こういふ体制が必要だと思いまして、昨年の二月に安定所の内部組織の改編をいたしました次第でございます。

○小平芳平君 先ほど来いろいろ御質問がありまして、御答弁の過程で私またお尋ねしたいと思ひますことは、第一に、失業保険の被保険者数を昭和三十五年以降くらいでお願いしたいと思ひます。

○政府委員(有馬元治君) いま問題になつております日雇いから先に申し上げますと、三十五年が五十九万、三十六年が五十五万、三十七年が四十九万、三十八年が四十六万、三十九年が四十八万と、かようになっております。それから、一般のほうは、三十五年が千二百七十三万、三十六年が千四百二十四万、三十七年が千五百五十一万、三十八年が千六百五十万、三十九年が千七百五十万という状態でございます。

○小平芳平君 予算上だけつこうだと思ひますが、四十年、四十一年についててもおわかりでしたら。

○政府委員(有馬元治君) 日雇いのほうは四十一

年一月といつのが一番新しい数字でございますが、これによりますと四十三万になつております。それから、一般的のほうが同じくことの二月において千七百八十二万になつております。

○小平芳平君 結局、森委員からもいろいろ御指摘があつた点は、こうした失業保険、特に日雇い労働者並びにその日雇いの失業保険を受ける人たちの労働条件といつのが非常に悪い、また、雇用も不安定であるといつことが言えるわけであります。したがつて、経済の成長に伴つて、経済の成長と雇用問題についても午前中もいろいろお話を伺つたのであります。が、経済の成長に伴つて、このような労働条件の悪い人たち、あるいは雇用の不安定な人たちが、どれだけ経済成長の中で労働条件がよくなり、雇用が安定してきたか、あるいは、また、日雇い労働といつ不安定な職場から安定した職場へどのように移動していくか、そういうような点についての分析なりお考えはありますせんか。

○政府委員(有馬元治君) 労働力調査によりますと、非農林の常用雇用者の数は三十四年が千三百二十九万でございましたが、三十九年は千六百七十二万といふうに、相当大幅に伸びておりますが、日雇い並びに臨時の雇用形態の雇用労働者を見てみると、日雇いは三十四年が六十七万、三十九年が六十六万といふうに、大体横ばいの状態でございます。臨時も、同じく三十四年が七十二万で、三十九年が七十万といふうに、むしろ若干下回つておるといつふうな傾向が出てまいります。傾向は、大体日雇い、臨時は横ばいで、常勤でござります。

○小平芳平君 常用は伸びたが、日雇いは横ばいだからあまり安定はしていない、そういうことじやないですか。

○政府委員(有馬元治君) 雇用形態から見たら、先生の御指摘とは逆に、不安定な雇用形態であります。

ますます臨時、日雇いの形態が横ばいで、常用雇用の形態が伸びておるといつ関係からしますと、やはり雇用形態としても安定した雇用形態に移行しつつあるといつふうに言えるんじゃないかと思います。

○小平芳平君 ですから、日雇いの形態が減つていけば安定する傾向になつてきただといつことが言えると思ひのですが、減つてないよう思ひます。が、まだ、日雇い労働者でございましたが、四十三万といふうに御答弁されました。が、ずっと三十八年、四十六万、三十九年が四十八万、そこで四十年が四十四万、四十一年が四十六万といふうな数字になつております。が、ずつと三十八年、四十六万、三十九年が四十八万といふうな数字になつております。

○政府委員(有馬元治君) 先ほど日雇いの被保険者が一月で四十三万と申しましたが、これは例年一月は数が非常に下がる月でござりますので、その前の月は四十五万とか六万とか七万といふうに、毎月ことに被保険者の数は若干動いております。例年一、二月といつものは一番少ない月になつております。

それから、先ほど私たいへん失礼いたしましたが、常用雇用と臨時、日雇いの数字を申し上げまして、ちょっと少ないと思つておつたのです。が、これは先ほど申しました数字は、男女別のうちの男子の雇用労働者だけの数字でございますので、女子の労働者を合わせますともっと多くなります。傾向は、大体日雇い、臨時は横ばいで、常用の形で伸びておる。したがつて、相対関係において雇用形態が安定化しつつあるのじやないか、こういふことを申し上げたわけあります。

○小平芳平君 結局四十一年、また、四十一年、四十三年と、労働省の見通しとしては、失業保険の日雇いの失保を受ける人たちは減る傾向にあるといつことが言えるわけですか。

○政府委員(有馬元治君) 日雇い形態の雇用労働者は横ばいであります。失業者の被保険者としての数は横ばいに推移するか、あるいはもう少し減るか、この辺はことしの特殊事情とましても、先ほど申し上げましたように、港湾労

働法の施行に伴つて、日雇い登録労働者約三万人が、そのうちに移行して、こちらからはずれますので、そういう変動はございますが、全体の趨勢からいたしましては、まあ横ばい程度じゃないかといふうな感じがいたしております。

○小平芳平君 先ほどの出かせぎの労働者の問題等も若干関係するのですが、農村に下請工場がで生きる、その下請工場にちょっとした内職程度で働くなど、その人たちはやはりその日雇いといつ形態で、仕事は同じようにやりながらも、そうした日雇いといつ不安定な労働者でしかあり得ないと、私ものこの総合的な調査や統計をとつて見たわけじゃありませんので、一がいに言えないと思いますが、まだまだこの日雇いに関する問題点が非常に多い。それで、もとより労働省としても、失業保険金額五百円と三百三十円に引き上げたことによって非常にこの問題が一步前進したといふうにも言えないと思うのですが、まだまだいろいろな問題をはらんでおる、このように思ひます。が、これはまだこの日雇いに関する問題点が非常に多い。それで、もとより労働省としても、失業保険金額五百円と三百三十円に引き上げたことによって非常にこの問題が一步前進したといふうにも言えないと思うのですが、まだまだいろいろな問題をはらんでおる、このように思ひます。

そこで、もう一つお尋ねしたい点は、この昭和三十九年で四十八万人といつ被保険者の中でも、失業対事業の人たちは何人で何%ぐらいか、その点についてはいかがでしようか。あるいはもっと新しい数字でもけつこうですが、この被保険者の中で失対事業の人たちがどのくらいになるかということについて。

○政府委員(有馬元治君) 失対事業に就労しておる方々は、全員日雇保険の適用を受けておりますが、大体被保険者の中に占める割合は六五%程度でございます。大体三十万から二十五万といつ線でずっと推移しておりますので、比率は六五%程度でじやないかと思います。

○小平芳平君 それでは、この失対事業の方々がここ数年にわたつて減る傾向かふえる傾向か、どのような傾向をたどつておるかといつような点についてはいかがですか。

字は三十五、六年がピークでございました。これが今日ではときが約三十五万ございました。これが今日では漸次減少いたしまして、二十五万程度に縮小をいたしております。

○小平芳平君 そこで、先ほどの被保険者が三十五、六年に比べて今日では相当減つてきているといたことは、この失対事業をやめてほかへ行つた人たちですね、それが大きな原因になっているのじやないでしょうか。

○政府委員(有馬元治君) 御指摘のとおりでございます。

○小平芳平君 そうしますと、そのほかの失対事業の問題は、昭和三十九年の失対二法の改正、あれも相当強硬な改正是国会で成立してしまったわけですが、このことが原因で日雇い労働者が減つたということは、そのほかの大多数の日雇い労働者は横ばいできている、また、全体として見た場合は、横ばいだということは、失対事業で減つた人だけほかがふえているということにもなりませんか。

○政府委員(有馬元治君) 失対対象者以外の方々も三十五、六年が十二万という数字でございましたが、最近は八万、七万程度に減少を見ております。

○小平芳平君 それは、その被保険者は失対事業で減つた人たち以上にほかの人たちも減っているように数字がありますが、先ほどの昭和三十四年と三十九年と比べて横ばいだということは、失対で減つた分はほかでふえていることになりませんか。

○政府委員(有馬元治君) ちょっとこの事情が複雑なんですが、日雇保険の被保険者の数字にあらわれております四十何万という数字の中には、まず第一に、六五%程度が失対労務者であるといふことはそのとおりでございますが、そのほかに、安定所には日雇いの登録制度がございます。この関係の登録日雇い労働者の数が、いま申し上げましたように、三十五、六年の十二万人を頂点といたしまして、漸次八万、七万台に減つており

ます。この関係だけから見ますと全体がもつと減るべきなんだとございますが、そのほかに一般的の日雇い労働者の保険の適用拡大という問題がございまして、全体の対象者としてはそう大きな激減を来たしていない、こういう状態でございます。

現に先ほど申しましたように、適用地域というのが、安定所を中心として、一定の通勤地域、距離の近いところに限定されておりますが、これを漸次拡大をいたしまして、遠隔地にあるダム建設工事というようなところも集団的に拡大適用をはかつていくというような関係で、一般の日雇い労働者については漸次拡大をしているという傾向でございます。

○小平芳平君 この問題はこのくらいにいたしましたが、申し上げたいことは、一方では日雇い労働者が減る、減るといつても、むしろ法律上ですが、私の申し上げたいことは、一方では日雇い労働者が減ったといつても、むしろ法律上減らされたといつてもあるし、また、一方では、かえって日雇い労働者がふえるような企業の形態も起つてあるのではないかといつても、それから、もつと私の申し上げたいことは、こうした日雇失業者保険のこの保険を受ける人の非常に困難な生活環境、不安定な雇用といふ点についてもおつしやつておられましたが、

○小平芳平君 それで、もう一つ、スライド制を実施すべきだということについても労働省からもいろいろお考えが出ておりますが、要は、物価が上がる、生活が苦しくなるということは労働者個人の責任じゃないわけですが、これは多分に政府の政策によって生活が苦しくなるわけです。物価が上がるから。ですから、いろいろ前回の御答弁でも、事務的に、技術的にスライド制は困難だといふべきだということもおつしやつておられましたが、

○小平芳平君 それで、もう一つ、スライド制はたしてそれじゃスライド制はとらなくとも、政

府の政策によって生活が苦しくならぬようどれだけの配慮を労働省としてお考えか、その点についていかがですか。

○政府委員(有馬元治君) スライド制の問題は、森先生にすいぶん私も苦しい答弁をいたしたわけ

でございますが、技術的に非常に困難があるの

で、現在の二段階定期額制でやむを得ないのじやないかといふお答えをしたと思います。しかし、そ

の考え方は確かに尊重すべきじゃないかと思いま

すので、この点の問題はさらには検討をしてみたい

と思います。たとえば法律改正という手続を経る

仕組みに現在なつておりますけれども、これをあ

る程度政令に委任するといふことも、新しい賃金

生活をもつと豊かにする全体制の中での日雇い失業者問題が初めて解決されるのではないか

といふことを申し上げたいわけです。今後の問題としていろいろ指摘されておりますから、全体と

して私がこまかく一々取り上げることはいたしませんが、今後の保険財政のあり方とし

てはいかがでしょう。先ほど労使折半についてはいろいろありましたが、今後の保険のあり方とし

ては、赤字あるいは黒字というような見通し、そ

れから、また、財政の基本的なお考えについてお

伺いたい。

○政府委員(有馬元治君) 日雇保険につきましては三十五年以来赤字になつておりますので、来年度の見通しといたしましても六億五千万ほどの赤字に相なります。しかし、一般保険とブルをいたしまして収支をやつておりますので、この程度の赤字はやむを得ない。若干今後対象者がふえればふえるほどこの赤字はふえてくるわけでございますが、この程度はやむを得ないとどうふうに考えております。

○小平芳平君 それで、もう一つ、スライド制を実施すべきだということについても労働省からもいろいろお考えが出ておりますが、要は、物価が上がる、生活が苦しくなるということは労働者個人の責任じゃないわけですが、これは多分に政府の政策によって生活が苦しくなるわけです。物価が上がるから。ですから、いろいろ前回の御答弁でも、事務的に、技術的にスライド制は困難だといふべきだということもおつしやつておられましたが、

○小平芳平君 はたしてそれじゃスライド制はとらなくとも、政

府の政策によって生活が苦しくならぬようどれだけの配慮を労働省としてお考えか、その点についていかがですか。

○政府委員(有馬元治君) スライド制の問題は、森先生にすいぶん私も苦しい答弁をいたしたわけ

でございますが、技術的に非常に困難があるの

で、現在の二段階定期額制でやむを得ないのじやないかといふお答えをしたと思います。しかし、そ

の考え方は確かに尊重すべきじゃないかと思いま

すので、この点の問題はさらには検討をしてみたい

と思います。たとえば法律改正という手続を経る

仕組みに現在なつておりますけれども、これをあ

る程度政令に委任するといふことも、新しい賃金

生活をもつと豊かにする全体制の中での日雇い失業者問題が初めて解決されるのではないか

といふことを申し上げたいわけです。今後の問題として私がこまかく一々取り上げることはいたしませんが、今後の保険財政のあり方とし

てはいかがでしょう。先ほど労使折半についてはいろいろありましたが、今後の保険のあり方とし

ては、赤字あるいは黒字というような見通し、そ

れから、また、財政の基本的なお考えについてお

の責任で物価が上がるわけではない。大部分は政府の施策によって物価が上がる、生活が苦しくなる。そこで、その生活が苦しくならぬための配慮ですね、そういうようなことも、物価が上がつた、生活が苦しくなった、昭和三十五年以来です

が、昭和三十五年以来、五年、六年にわたってそのままの基準で据え置かれる。そうすると、それだけ生活が苦しい、そういうふうにまるまる生活を切り詰めなければならぬという結果にならぬための労働者の配慮というものが必要ではないか、それができないものかどうかということをお尋ねしている。

○國務大臣(小平久雄君) 先生の御指摘の点は、結局は物価と賃金がどういう関係であるべきかと

いう基本的な問題につながつておると思いますが、もちろん政体全体としては、物価も極力安定

すべく諸般の努力を払つておるわけでございます。しこうして、そうは申しながら、最近物価が、特に消費者物価が相当値上がりしていること

も事実であります。そこで、しかば常に物価の上昇を相当上回るような賃金上昇というものをやるべきかと、こうなりますと、これはなかなか功罪相半ばするといふか、そういう面も出てくると思

います。あまり急激に賃金が上がりましても、これまたいわゆる物価にはね返つて悪循環を起す、こういうことにどうしてもならざるを得ない

と思います。ですから、労働省の立場からいたしましたとしても、極力まづもつて物価の安定を進めるための施策を強力に政府としてやることを推進し、

あるいはそれに協力する心かけが必要だと思いま

す。しかしながら、現実の問題として、物価が相

当上がつたというときに賃金を抑えておくといふ

よろなことは、これはもちろんできませんから、やはりそれに応じて賃金も適当な上昇をはかると

いうと何かちょっと詰めがあるかも知れません

が、少なくとも政府の関係する賃金というものについては、御承知のとおり、失対の賃金などにつ

きましても今回も上げることにいたしておりません。そういうことでやつてまいりますし、まあ民間のことは、もう申すまでもなく、政府が直接が申すまでもなく、政府が直接裁定が出たわけですが、こういうことによつて要するに物価とバランスをとりながら賃金はやはり上昇をはかつていく、こういう方向で現にやつておるわけあります。ただ、この失業保険にせよ、あるいは先ほど申しましめた失対の賃金にせよ、たてまえが物価と並んで少なくも現行法ではいわゆるスライドするというたてまえになつておらないわけありますし、他の同種の大体労働者の賃金と見合つていて、間接的にはやはり物価と関連してくるわけですが、直接物価と賃金はスライドしてといふたてまえにはいまのところなつていわけであります。して、こういう点も大いに研究は必要でござりますが、現行法のもとにおいては直接といふところまではまだいっていない。これは御承知のとおりでございます。

けれども、この日雇いの保険金は上がらないといふような場合も出てきたわけですね。ですから、たとえば法律を改正しなければ保険金は上がらないといふわけですが、まあ局長は前向きで検討しますといふふうに言われているわけですが、たとえば今回の改正でも保険金を上げる、すぐ保険料を上げるというよろくなことになつてゐるわけですね。ですから、かりに言えば、保険金は上がったと、けれども、実際の保険料は上がらないといふならそれだけプラスになるわけですね、実際の労働者の生活にはプラスになるわけです。まあとにかく政府の施策、政策で、法律が伴わないから生活が年々苦しくなる。消費者物価が七%上がれば、もちろん七%あるいはそれ以上に生活が苦しくなるというよろくな、そういうことのないよろな配慮が必要じゃないかということを申し上げたわけです。いかがでしょうか。

○國務大臣(小平久雄君) 先生の御指摘のようないがままで労働行政を進めなければならないということは当然だと私も心得ております。今回御審議をわざわざしております雇用対策法案等におきましても、全体として完全雇用に資していくこということでございますが、とりわけ、不安定な雇用については特別の考慮を払いまして、雇用形態等を改めることによつて逐次安定した方向に政府が努力しなきやならぬということに向かつておるわけございまして、あるいは、また、先ほどちょっと触れましたが、政府の関係いたしておりますもろもろの賃金、先ほどは失対の賃金を申しましたが、最低賃金につきまして、これまた改定をいたしたわけでありまして、これももちろん御満足いたといふわけにはまいらぬと思いますが、しかし、これにつきましても、法の規定するところに従つてすでに改定をいたしたわけありますし、最低賃金についてもいろいろ御議論がございますが、これにつきましても、御承知のとおり、審議会において目下御審議をいたしておりますのでありますし、逐次御指摘のような方向に向かつて労働行政が進展しますように、私どもも及

○高山恒雄君 時間がありませんから、私は意見を含めて質問をしたいと思います。
どうも大臣のお話を聞いていますと、労働省としては出てきたものと勝負しようといふようなお考えのほうは非常に大きいよう思うのですよ。私は、労働行政はそうであつてはならぬと思うのです。出かせき労働者六十万人を下らないだらうという局長のお話ですが、これらも的確な数字じゃないと思うのです。私はなかなかつかみにくくいと思うのですね。けれども、事実家庭悲劇、あるいはこれのために身投げをするとかいうような事態が起つておる。この悲劇ですね、これは何としても見のがすことのできない大きな社会問題だと私は思うのですよ。それで、大臣としては建設業界を呼んで、ひとつ業界自体が案をつくつて、もっと建設的な行き方で、そういう賃金不払いだとか、あるいは、また、雇用の安定の方法、その他災害も十分考え方をやいかぬ、これでは私は積極的でないと思うのです。なぜかなら、皆さんも御承知だと思いますが、たとえば入札で、ある一つの建設工事をやるといいますと、大体百億の請負をします。そうすると、第二次請負は七五%で請け負うのですよ。第三次の請負が六五%なんですよ。これはよく建設業で言っていますが、ひ孫請負といふやうなことを言つていますが、これが大体五五%ですよ。これが手足のごとく、至るところで、先ほど森委員も言われたように、飯場と申しますか、そういう表現がいいか悪いかは別といたしましても、これが手足のごとく農村の出かせき労働者を雇うわけですよ。それで、大体百億のうちの二十五億も入札者が天引きしておるのですよ。こういう問題を根本的に解決をつけなくては、私は出かせき労働者の問題は解決がつかないとと思うのです。もちろん出かせき労働者に対する就労の確立をするという局長のお話は建

設的だ、私は前向きだと思つておりますけれども、就労をさせるということよりも、私は、現在の出かせき労働者はどこから起つておるのか、これは政府の責任なんですよ。と申しますのは、農業改善事業が非常におくれたということですね。一つの法案をつくって、至るところの農地に対するある程度の改造はやつておりますけれども、それは部分的でありまして、それよりも高度成長のほうが早かつたために、第一種、第二種の兼業農家が七五%までふえて、そうして出かせきに出なければ年収六十万円にならないということが事態ですね。したがつて、農業収入よりも、いわゆる農業外収入のほうが多いでしよう。それのために、佐藤内閣にても、できるだけ中小企業と農業問題については真剣に取り組んでやりたい、そうしなければいかぬのだということを言つておるのですね。それなら、私は、この出かせき者の問題はその大きな一つのポイントだと思うのですね。たとえば今日の出かせきを局長のほうでは調べておられるでしようが、東北六県、北海道、新潟、山陰では鳥取、島根、四国では愛媛、高知、九州では宮崎、鹿児島、佐賀、熊本ですね、大体もうきまつておるのでですよ。そういう地域の人はこれだけ出かせきをやらなくちゃならないのだ、農業では食えない。しかも、高度の成長の陰には、政府としては現在の農業五百七十七万戸を三分の一にしようという考え方でありますか。二百万戸にしようという考え方ですよ。その過程の出かせきというのは現在は六十万ですけれども、これはもつとふえると思うのですが、局長は六十万を下らないだろうと言つておられますけれども、的確な数字じゃない、もつともとこれが大きなものだと私たち見ておるわけです。それに業界に依存した改善をされるというようなことでは、この問題は私は解決がつくはずがないと見ておるのです。あまりにも後回しじゃないか。そこで、一つの例を申し上げますならば、先ほど森委員から言われましたが、公共事業の道路、たとえば東北六県は縱貫道路、九州にも縱貫道

路、もうすでに中部においては東京一名古屋間が貢通するというような事態になつております。そういう国の施設の大きな事業があるわけですね。そういう事業と結びつけて中間搾取をなくするような方法の雇用安定方式をとらなくとも解決がつかないのじゃないかと思うのです。そこで、農業のおくれておる選択的拡大で今日肉牛は足らない、こういふものの研究を農村でやらせて、これには農協から補給金を出して、そこで家庭の婦人に冬場で研究させて肉牛の飼育方法をやる、あるいは酪農をやる、養鶏をやる、こういうこれから十年間の公共事業をやろうとおつしやつておるのだから、それの十年の間に出来かせぎ労働者の生活の安定をはかりながら、一方では婦人によるその他協同合作業と、農業の選択的拡大による酪農なり、あるいは牛、あるいは養鶏なり養豚なり、そういうものを研究させてやる、そのため牧場の改革をやる、こういう高度な私は計画のもとにこの問題を解決つけなければ、いつまでたっても、この答弁を聞いておられますと、絶に描いたもぢだと私は解るのですよ。これでは前向きの姿の問題でないと思うのですが、この点どうですか、大臣。(まづ)、総貫道路に対する就労は出かせぎ労働者をそこに集約する、このくらいの程度のことは、私は、大臣としても一つの強い意見をもつて建設省をとも交渉してやつてもらうといふことが賢明じやないか。そうすればそした家庭の悲劇も、あるいは、また、農民の生活もある程度安定、向上するのじやないかという考え方を持っておりますが、大臣、これはどうですか。

いふものも、出かせきをせざるを得ない状況と申しますが、そういうことになつたということは、これは国政全般の問題でございまして、出かせきをしないで、農業をやることによつて十分所得も得られる、こういう方法がありますならば、むしろそのほうがベターなことだと思います。しかし、少なくとも現実の姿においてはそういかないで出かせきをしているということをございましょうし、したがつて、私どもとしては、いま現時点でお私どもに与えられておる仕事、役目というものでは、こういう人がいかに適切な労働条件のもので、また適切な収入が得られるかということにまず私どもはどうしても全力を注がなければならぬのでありますて、時に労働省の立場からいたしますならば、私が先ほど申しましたように、労働者が単に指導監督をするというだけでこれを改善するということは、言うべくしてなかなか私は困難であろうと思ひますし、そのことを決して怠るわけにはございませんが、私はまずもつて、やはりそういう指導なり監督なりを待たずに、業界自体がみずから自覺に立つて改善をしてもらう、それを誘導すると申しますか、そういうことに努力することがやはり私は前提ではなかろうか。監督をされるからよくするという、そんな考え方をじやなくて、業界みずからが進んでよくしていく、こういたてまえにぜひ立つてほしい、こういうことを申しておるわけでありますて、まあその間、もちろん基本的には請負制度自体の問題もございましよう。しかし、これはおことばを返すようではありますが、請負制度自体の問題になりますと、もちろんこれはわれわれが閑僚の一人としてそういうことの改善を求めるのは当然ですが、当面の責任者は何と申しましても建設大臣でありますと、もちろんこれはわれわれが閑僚の一人としてそういうことは建設省の主として問題ではなかろうかと思います。もちろんいま言うとおり、私も閑僚の一人ですから、そういう基本的な問題についても、これはもちろん改善方を建設当局に求めてはまいりますが、そのほうは、い

わほ少なくとも労働大臣としては従たる仕事にあります。なお、しかし、そういう事情でござりますが、雇用法にはかり関係して恐縮ですが、いすれにしても、今まで労働行政全般といふものが、一口に申せばあと始末的な色彩といふものが、どうしてもぬぐいきることのできないのは事実だと思います。ですから、もう少しやはりこの雇用策対というものを積極的にやっていく必要がある。少なくとも他の経済政策、産業政策と同等の立場で、また、お互いに相連絡し、調和を図り、國の行政全般がこの雇用政策というものを重視していくようにならなければならぬ。こういふ見地に立つて今度の対策法は御審議をお願いしているわけであります。この法律が成立いたしますれば、從来より増して、そういう先生の御指摘のような労働行政の消極性と申しますか、そういう面もよほど払拭され、ずっと積極的にやっていきことができる。政府全体として責任を持つ、こういうことになるわけですから、そういう点もほど改善されていくであらう。かように期待しているわけであります。

これが一つ。その責任ぐらいは肝心の請負者に責任を持たせて、賃金の不払いなんていうよくなものは、これは絶対もうやめなくちいかん。大臣は御承知か知りませんけれども、宮城県から私のほうにそういう注意があつて、私は労働省にもある人を通じて解決つけてもらつて、すぐ九人分の給料を払うようにしてもらったのです。やればできるのです。こういうことはやればすぐできるのです。できるのですから、責任はやはり入札のとき、そのいわゆる元請をしている者の責任だとということに、これは労働省としてその確約をして入任せよ、それでない限りはだめだといふような一つの方針があつてもいいのじやないか。これが前向きだ。

なお、また、先ほど私は縦貫道路を申し上げましたが、もうすでにこれも来年度あたりから始まるのでしようが、十年計画じゃありませんか。それで、よそに出かせぎに出ないで、県下の出かせぎ者をそこで使用していく。それがためには地域の自治体もそれに協力ををしてやる。こういふ姿の行き方が閣僚会議で十分な御相談もでき、また、そうすることが今日の出かせぎ労働者の一つの大いきな救済の事業ではないか。それをいつまでも、縦貫道路が過ぎたら今度はどうするのだといふこともありますから、その間に私は農業の近代化、いかにしていわゆる專業農家として自営のできるような方向にいくのか、これは地方自治体が研究し、かつ、また、それには政府としても助成するものは助成する。こういう指導が大臣にあつてもいいのではないか、こういうふうに私は申し上げているわけです。

一つのしがらば織維の問題を例に申し上げます
が、いまのは出かせぎですけれども、午前中、藤田先生のほうから、いろいろ織維にもある程度関連して質問がございました。これは私は詳しく予算委員会が開かれればそこでやりたいとも考えて
いるのですけれども、一端だけ大臣に私は申し上げたいのは、これは四月二十一日に鎌倉と若林氏との、東邦レーヨンとの社長会議において話が出

この三月に十五条までの協定書を結んで、人員整理の問題は十四条ですか、十四条にわたる契約書といふものができておりまして、人員整理の問題はこの契約書の中には一つも触れておりません。それがいつかと申しますと、これがこの三月の上旬ですね。今度四月の二十七日になると、一ヵ月半くらいの間にこういう条件が出てきていた。男子一千二百十八名、女子千名の人員整理をしてもらいたい、その相談を若林社長が鐘紡から受けておるわけです。それはとんでもないということで社長があつたでしようが、組合が質問したときには、人員の問題については全然整理をしない、現行のまま、労働条件もそうだ、こう言つておるわけです。それが四月二十七日にはそういう条件をつけて東邦レーヨンを持ってきた。六千人七、八百人しかいないのにこれだけの人員を整理しようというのですよ。そこでこれだけの人員を整理しなければその統合をしないということでありますから、組合としてはこれの反対闘争を現在やつておるのであるが、合併をするときには社長同志の相談で、契約書が結ばれたあとに組合に報告にきて、労働条件も現状と変わらない、しかも人員整理もない、こういう言い渡しをしているわけですね。そうすると、一ヵ月半もたたないうちに約二千三百人の人員を整理したらどうか、こう出てきている。大臣、こういうことは世の中通りますか。労働省はこれをまだ調べてもおられぬと思いますが、こういう日本の経営者団体があるとう事実の上に立つてどういう一体指導をされますのか、私は出かせぎ労働者もその一つだと思うから、これは一つの参考の例にいま申し上げた。それ以上の詳しいことは私は別に質問いたしましたが、労働省はこれを持ちますか。こういうことで日本との労使関係といふものがあることを認めておるということであるなら、通産行政に対しても話し合ひもしないで、依然としてこういうことで放任してあるということは、一体労働行政の基本的な考え方というものに疑いを持たざ

考るを得ない。だから、いまの出ておる点だけをお思ひになるといふことも、その整理も必要かと思ひますけれども、現在出ておることと整理されることは一つでございましょうけれども、未だに防ぐといふことも労働省の行政の大きなボイントでなければならぬ。こういうボイントが抜けておると、いふことは私は労働行政でないと、こうう断定せざるを得ない。大臣、これは一つの例を申し上げたのですが、したがつて、この出かせぎ労働者の問題も、もつと出でる者の処理じやんげで、これからやつていくのについては、幸いに東北には縦貫道路、九州にも縦貫道路があり、さらに、また、肋骨道路というのもできました。こういうものを中心としてどううふうに出かせぎ労働者をここに集約していくかという点は基本的に私は考えておいてもらいたい。これは大臣だけじゃできません。建設大臣も説いてもらいたい。さらに地方の自治体も説いてもらつて、政府もそれに対する金ある程度出して対策を立てもらつてもらいたい。政府を納得させてもらいたいとこうことを要望を申し上げて、大臣のひとつ回答をお願いしたい。

が、少なくとも今日までの検討では、どうもそこまで法的に割り切るということは至難であるといふ状況でございますので、私は法的にはなるほどぞ申し上げましたことは、われわれとしては、できれば法的にも割り切つて、元請に責任が法的にあるんだぞと、そこまでいきたいが、これはいろいろ問題もあるようだ。しかし、ますますそういう法的措置をする前に、皆さん御自身が、ということは、業界御自身がそういうふなことに進むようない体制をつくつてほしい。どうして業界の自発的な処置ではだめなんだということならば、われわれはさらに検討をして、法的にもこれは無理もあるまいしうが、さらにさらに検討をして、もう万が一を得ざる措置としての法的措置も考えざるを得ないかもしませんよと、こういうことも実は私は申し上げておるのであります。実際問題としては先生にも御心配いたいたいようであります。今日下請の賃金不払いの問題等が起きました場合には、御相談を受けた場合には監督署等で十分心配をいたしまして、元請のほうに不払い分を払わせておるという例もこれは相当あるのでござります、現実の問題としては。しかし、これはあくまでも形式論と申しますか、法律論と申しますか、そういう点から申せば、これはいわば元請が道義的に支払つておるというだけのこととございまして、法律的に義務があつてそれを払つておると、こういうことでも現にないわけですね。また、そういうことに法律をつくるということも、なかなか現実の上ではいろいろ問題がある。こういう実情を先生ほど申し上げたよなわけでござります。しかし、この点はもちろんわれわれとしては引き続いだにやつしていくべきだということ、これも全く私はて検討していくつもりです。

実は建設大臣とももう何回も話し合いをいたしております。特に今回の雇対法等におきまして、そういった公共事業と雇用とのかみ合わせということにつきましても十分これは考慮して計画も立てていくと、こういう予定でおりますから、先生のお示しのような方向に私どもも努力をいたしていくことをございます。まあその間、もちろん建設当局なり農林省局なり、そういうたゞ業官厅とも十分連携をとつてまいる考え方でございます。

それから、第三の、この会社合併に伴う人員整理の問題でございますが、この点につきましても先ほども申し上げたわけでございますが、どうもこういう場合における労働行政のあり方というものは、私自身が実はどちらもの足らぬといふか、非常に不満を私自身が実は気持ちとして持つておるのであります。と申しますのは、これはこの種の問題が起きてからしばらくたって、こういう問題が起きているぞということが耳に入つて、それからまあ何といいますか、実情を聴取するところ、こういったようなことなんでありまして、先ほど通産省の企業局長なりが申しておりますが、こういう事態があるような場合は、やはり関係各省間でもつとすみやかに、いわば事前に連携をとつてもらって、少なくともこの人を二千人以上も整理しなければならぬというような問題が起きます以上は、これは单なる、何と申しますか、会社の合併ができるといふと、それによって合理性が貫かなければいいといふ問題ではないと私ども考えるわけでありまして、そういう点からいっても、もつと労働省がその間の事情を早くキャッチする必要があるし、それから、ただ、問題は、先生も万事御承知のとおり、本件の場合にいまだ程度にいわゆる労使間の問題が進んでおるのか、私自身、実はなはだ申しわけありませんが、よく知りません。そこで、どうもこの労使間の問題となると、これは役所は不介入なんだと、うかつにと申しますか、たまたま役所が何らかの形で関

係を持つことと、どうも労使間に介入してけしからぬと、こういう問題も御承知のとおり出てくるわけでありまして、どうもその紛争にいく前に、一体役所がどういう形でこの種の問題にタッチするのが適当であるかということは、私はこれはリケートな問題であるし、重要な問題であると、こう思うのです。しかし、やはり世間一般がこの労使間にあえて介入だと解せられぬ程度において、もう少しやはり役所が積極的にこの種の問題にタッチする余地といふものが私はあるのじやなかろうか、どうもそういう気持ちを私は持つておるので、ですから、事前に、いわゆる紛争に至らぬ前に経営者側にかかるべき助言をするとか、そのくらいのことは私は許されてしまふべきじゃないかという気がするのですが、その辺のところもこれはなかなか法的にいろいろむずかしいようですから、よく当局にも私の気持ちを伝えて、今後ひとつできるだけこういう問題の、もちろん問題が起きないのが一番いいのですし、起きました際に、これをひとつ円満に処理していく方向に努力をしてまいりたい。とりあえずこの問題につきましてはよく事情を調査させていただきたいと思います。

○高山恒雄君 私は、大臣ね、そのいま整理の問題を主体にやろうとは考えていないのです。先ほどの申した一つの例ですね、労使関係といふものの見方ですね、もう前回から続々にやつておられるように、小野田だつてそうでしょう。ここで質問が出で初めて調査されるのでしょうか。それではちょっとと労働省としての私は使命を疑いたいのですがね。この織維の問題でも、私がここで発表するまでもまだ御承知ないのでしょう、それじゃおそいと言ふのですね。どういう経過になつたのかといふことを調査されて、大臣の声明を出されるのも、一つの方法だらうし、労働省をまとめて合併しないじやないか。もちろんその企業介入ということは労働行政の中に大きなポイントとして抜けておるのではないか。それは何もむずかしいことではないのではないか。むろんその企業介入ということ

は労働省としてはできぬにして、堂々と発表されても何うは思うのです。また、それががぶのではないかといふ気がするで質問するまでは御承知ないう労働行政といふものはあります。どうかひとつ建設的に行政の方法をお考え願つて、私も終わりたいと思うのです。

○委員長(千葉千代世君) 先づ
対して、労働省のほうで答弁を申し出がござりますので、発言
○政府委員(有馬元治君) 一
に一級の労傷者が幾らか、こ

○政府委員(有馬正治君) 一つは、四十六万人中
に一級の労働者が幾らか、これは十七万六千人で
ござります。それから二級は二十八万八千人でござ
ります。

は約束されたとわれわれは理解をして、この法案をひとつあげようというかまえになつてゐるわけですが、よろしくうなづいてますか。それだけをお答えいただきたい。

○委員長(千葉千代世君) 御異議ないと認めます。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

て、今後ひとつできるだけこういう問題の、もちろん問題が起きないのが一番いいのですし、起きました際に、これをひとつ円満に処理していく方向に努力をしてまいりたい。とりあえずこの問題につきましてはよく事情を調査させていただきたいと思います。

○藤田藤太郎君 私は、この失業保険の審議にあたりまして、労働大臣、労働省が私たちにお約束された占める比率でございますが、被保険者に対しまして四万六千人、比率が九・九%、それから受給者に対しましては一万八千人で、八・八%、以上でございます。

につきましては、極力御意見に沿うように私どもは最善の努力をいたしたいと思います。その間でこの基本的な検討をする問題が幾つかあるわけであります。が、それについても、極力まあ私どもとしては御趣旨に沿うようやりたいと思つております。

もう一つは、一般失業保険の低い保険金額ですね、これなども私はやはり廃止の方向でぜひやりたいと思つております。

○鹿島俊雄君　自民、社会、公明及び民社の四派共同提出にかかる修正案について、私からその提案理由を申し上げます。

修正案はお手元にお届けしてありますので、朗読を省略いたします。

以上であります。よろしくお願いいたします。

真剣に取り組むというお話でありましたし、それから、労働の意思と能力云々といふようなものから出てくる定年退職者や婦人労働者の問題の處理、これも再検討するということでありました。今日まで述べられてまいりました昭和四十年から五人未満の社会保険実施と歩調を合わせて実現するというのが約束されてまいつたが、どうも事務的におくれているようで、来年にはこれが実現をされるようであります。衆議院では四十二年度から失業保険の給付の改善について云々という附帯決議がありますけれども、私たちは附帯決議をここで書く必要もなかろうと私は思う。現職の労働大臣の意思が明らかであれば、われわれはそういうふうとしてこの問題の処理をしたいと、こう思

たいと、こういうつもりであります。
○藤田藤太郎君　ちょっと私は、そういういろいろの労働大臣の御意思はわかりました。ただ、四
十一年度から実施するというやつが、いろいろの
関係で四十二年度からこの改善を実施するとい
うことにわれわれは最大譲ってそこまで理解してき
たのでありますけれども、どうもこの間から答弁書
を開いているとあいまいなんで、私は、やはり四
十二年度から実施するように最大の努力をすると
いうことを明確にここにしておいてもらわぬと、
去年は四十二年度だとこう言ふ、今年になつたら
四十三年度だ、来年になつたら四十四年度とい
ふことでは、これは私は食言問題にまで関係してく
ると思うのです。そのところを私はあいまいで

修正の要旨は、原案が定めている施行期日を一ヶ月おくらせることであります。したがつて、改定される保険料を六月一日から徴収し、七月一日から改定される保険金を支給することと相なります。これに伴つて、経過措置を定めている各項も規定された月日についてもそれぞれ一ヶ月ずつおくらせる手当てをいたすものであります。委員各位の御質問をお願いいたします。

○委員長(千葉千代世君) それでは、ただいまの修正案に対し、御質疑のある方は、順次御発言を願います。——別に御発言もなければ、質疑はないものと認めて、これより原案並びに修正案について討論に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

失保が百八十五円という最低が、いまだに日雇いで三百三十円存続しておつたり、事務費が本来國の一般会計から出さなければならぬ問題が、これがなればできることがあります。それでおらなかつたり、または職安の事務所がなす。まあそういういろいろものゝ問題をあわせて、私は政府のお約束をされる四十二年度からこの根本的なこのよろんな要件を含んだ改善をされるといふべく、この失業保険を通じて労働省は約束されたとわれわれは理解をしてこの法案をひとつあげようといふかまえになつてゐるわけあります。よろしくうござりますか。それだけをお答えいただきたい。

○國務大臣(小平久雄君) 藤田先生御指摘の問題につきましては、極力御意見に沿うように私どもは最善の努力をいたしたいと思います。その間でこの基本的な検討を要する問題が幾つかあるわけであります。これらについても、極力まあ私どもとしては御趣旨に沿うようにやりたいと思っております。

もう一つは、一般失業保険の低い保険金額ですね、これなども私はやはり廢止の方向でぜひやりたいと、こういつもりであります。

○藤田藤太郎君 ちょっと私は、そういういろいろの労働大臣の御意見はわかりました。ただ、四十一年度から実施するといふやつが、いろいろの関係で四十二年度からこの改善を実施するといふことにわれわれは最大譲つてそこまで理解してきてるのでありますけれども、どうもこの間から答弁を聞いているとあいまいなんで、私は、やはり四十二年度から実施するように最大の努力をするということを明確にここにしておいてもらわぬと、去年は四十二年度だとこう言ふ、今年になつたら四十三年度だ、来年になつたら四十四年度といふことでは、これは私は食言問題にまで関係していくと思うのです。そのところを私はあいまいで

ないよう、衆議院の社労委員会も、こういうことと対して明確にこの問題を提起しているのでありますから、その点については社会労働委員会の全員の希望といって私はいいと思います。そのところだけは最大の努力をするということだけを明確にしておいていただきたい。

○國務大臣（小平久雄君） よく委員会の御意向を承知をいたしておりますので、もうわれわれとしても最大限のもちろん努力をいたす所存でおります。

○委員長（千葉千代世君） 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（千葉千代世君） 御異議ないと認めます。

鹿島俊雄君から委員長の手元に修正案が提出されておりますので、この際、本修正案を議題いたします。鹿島俊雄君より、修正案の趣旨説明をお願いします。

○鹿島俊雄君 自民、社会、公明及び民社の四派共同提出にかかる修正案について、私からその提案理由を申し上げます。

修正案はお手元にお届けしておりますので、朗読を省略いたします。

修正の要旨は、原案が定めている施行期日を一ヶ月おくらることであります。したがつて、改定される保険料を六月一日から徴収し、七月一日から改定される保険金を支給することと相なります。これに伴つて、経過措置を定めている各項を規定された月日についてもそれぞれ一ヶ月ずつおくれせる手当てをいたすものであります。委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長（千葉千代世君） それでは、ただいまの修正案に対し、御質疑のある方は、順次御発言を願います。——別に御発言もなければ、質疑は存じるものと認めて、これより原案並びに修正案について討論に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三二六九号 昭和四十一年四月三十日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 新潟県長岡市今朝白町九一〇 高橋剛一外八十七名

紹介議員 小柳牧衛君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三二八二号 昭和四十一年五月二日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 埼玉県浦和市常盤九ノ一六 福田一郎外八十七名

紹介議員 山本杉君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三二八三号 昭和四十一年五月二日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 福井県坂井郡芦原町北潟 地石孝子外六十五名

紹介議員 高橋衡君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三二八四号 昭和四十一年五月二日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 宮城県栗原郡岩ヶ崎町 菅原惣一外二十二名

紹介議員 高橋文五郎君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三二九二号 昭和四十一年五月四日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 山形県鶴岡市上肴町甲一ノ八 池田隆子外二十五名

紹介議員 白井勇君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

請願者 石川県輪島市石休場町川尻二小伊藤淳二外十七名

紹介議員 林屋亀次郎君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三二九六号 昭和四十一年五月四日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一四、七九〇 竹村則子外六十七名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三三〇一号 昭和四十一年五月六日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 熊本県牛深市牛深町真浦 浜田積外六十五名

紹介議員 林田正治君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三三〇二号 昭和四十一年五月六日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡小出町日渡三四県立小出病院内 佐藤一義外七十六名

紹介議員 山本杉君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三三〇三号 昭和四十一年五月六日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 青森市浦町字橋本三五 村田邦子外二十九名

紹介議員 津島文治君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三三〇四号 昭和四十一年五月六日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 東京都杉並区西荻北二ノ三六八、峰谷隣外百十二名

紹介議員 横山フク君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

請願者 新潟県加茂市大字上条三、四四〇 菅原澄江外二百八十五名

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三三一二号 昭和四十一年五月六日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 東京都北多摩郡保谷町上保谷六七四常住行雄外五十四名

紹介議員 山本杉君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三三二〇号 昭和四十一年五月七日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 新潟県北魚沼郡小出町日渡三四県立小出病院内 佐藤一義外七十六名

紹介議員 山本杉君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三三二一號 昭和四十一年五月九日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 東京都南多摩郡多摩町連光寺八六〇多摩中央病院内 尾山紀子外四十六名

紹介議員 山本杉君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三三二二號 昭和四十一年五月九日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 東京都西蒲原郡吉田町本町 久米謙外五百一名

紹介議員 山本杉君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三三二三號 昭和四十一年五月九日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 德島県小松島市新港四三 佐藤宏幸外六十五名

紹介議員 紅露みつ君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三四一四号 昭和四十一年五月十日受理
栄養士法第五条の二の第二号改正に関する請願

請願者 愛媛県西条市千町 近藤千代子外七十八名

紹介議員 阿部竹松君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三四一五号 昭和四十一年五月十日受理
(三通)

請願者 北海道空知郡南幌町南一五線西四 大畠原育子外百三十二名

紹介議員 西田信一君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三四一六号 昭和四十一年五月十日受理
(七通)

請願者 新潟県西蒲原郡吉田町本町 久米謙外五百一名

紹介議員 山本杉君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三四一七号 昭和四十一年五月十日受理
(二通)

請願者 北海道虻田郡京極町字京極二三六 田中薰外百六名

紹介議員 小林篤二君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

第三四一八号 昭和四十一年五月十日受理
(二通)

請願者 福島県勿来市関田町字南町三

紹介議員 小林篤二君

この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。

請願者 東京都豊島区雑司ヶ谷二ノ四四 ○ 青柳忠男外百七名	紹介議員 高橋文五郎君 この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。
第二五〇四号 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 東京都江東区西一之江一ノ三四 二 実川清紀外八十七名	紹介議員 草葉 隆圓君 この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。
第二五〇五号 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 東京都中野区江古田二ノ一七ノ二 中村雅人外百五十二名	紹介議員 鹿島 俊雄君 この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。
第二五〇九号 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 岡山県高梁市鏡治町三五 栗山登 外百九名	紹介議員 木村 睦男君 この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。
第二五一九号 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 岡山県高梁市鏡治町三五 栗山登 外百九名	紹介議員 鹿島 俊雄君 この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。
第二五二〇号 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 佐賀県杵島郡山内町大字大野九、 四五八 坂口鉄次外四十一名	紹介議員 杉原 荒太君 この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。
第二五二一号 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 宮城県登米郡中田町宝江黒沼二 六 及川カズ校外六十五名	紹介議員 高橋文五郎君 この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。
第二五二二号 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 新潟市西蒲原郡中之島村大字中条 十九名	紹介議員 丸茂 重貞君 この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。
第二五二三号 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 新潟市三鷹市新川八四五東京三鷹 新川総合病院内 野崎敏子外百六 子外二百四十一名	紹介議員 丸茂 重貞君 この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。
第二五二四号 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 岡山県玉島市元町五九六 守安操 子外二百四十一名	紹介議員 近藤 鶴代君 この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。
第二五二五号 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 富山市長柄町三ノ四 磯野秀信外 百四十名	紹介議員 館 哲二君 この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。
第二五二六号 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 名古屋市西区児玉町七ノ八九 飯 泉久子外百二十九名	紹介議員 柴田 栄君 この請願の趣旨は、第一〇一四号と同じである。
第二五二七号 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 宮城県塩釜市宮町二ノ二〇日本キ 大野喜美外一名	紹介議員 高橋文五郎君 この請願の趣旨は、第一三八一號と同じである。
第二五二八号 昭和四十一年四月二十八日受理 ○ 請願者 リスト教婦人矯風会塩釜支部内 アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に 関する請願(二通)	紹介議員 高橋文五郎君 この請願の趣旨は、第一三八一號と同じである。
第二五二九号 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 熊本市清水町室園三〇〇 平井房 子	紹介議員 前川 旦君 この請願の趣旨は、第一三八一號と同じである。
第二五二一號 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 新潟市篠口東一ノ七七 泉信子外 百二十六名	紹介議員 西田 信一君 この請願の趣旨は、第一三八一號と同じである。
第二五二二號 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 鳥取市立川五丁目子供学園内 藤 野とり	紹介議員 宮崎 正雄君 この請願の趣旨は、第一三八一號と同じである。
第二五二三號 昭和四十一年五月四日受理 ○ 請願者 札幌市美園七条三丁目日本基督教 婦人矯風会札幌支部内 関口満喜 子	紹介議員 西田 信一君 アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に 関する請願
第二五二四號 昭和四十一年五月十日受理 ○ 請願者 高知市北門筋七婦人矯風会高知支 部内 浜本喜美	紹介議員 前川 旦君 アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に 関する請願
第二五二五號 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 鹿児島市上荒田町三五一 河野素 位子	紹介議員 谷口 慶吉君 アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に 関する請願
第二五二六號 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 熊本市清水町室園三〇〇 平井房 子	紹介議員 前川 旦君 アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に 関する請願
第二五二七號 昭和四十一年五月十一日受理 ○ 請願者 熊本市清水町室園三〇〇 平井房 子	紹介議員 前川 旦君 アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に 関する請願

この請願の趣旨は、第一二三八一号と同じである。

第二二六七号 昭和四十一年四月三十日受理

戦没者の父母の処遇に関する請願

請願者 京都府熊野郡久美浜町 田中誠一

紹介議員 植木 光教君

郎外六名

戦死者公務扶助料を受けている妻と同居して扶養
加給を受けていた父母が妻と別居せざるを得なくな
つた場合、当初から別居していた父母と同様に
遺族年金を受け得られるよう戦傷病者戦没者遺族
等援護法を改善されたい。

理由

一、公務扶助料を受給の当初から戦死者の妻と父
母が同居している場合、妻は扶助料を、父母は扶
養扶助料を受給し、妻が失資格の場合父母は扶
助料を継承する。
二、妻と父母が当初から別居している場合、妻は
扶助料を、父母は遺族年金を受給し、妻が失資
格の場合父母の遺族年金は妻の扶助料とほとんど
同額に増給される。

三、(一)の妻と父母がその後において別居するに至
つた場合、妻の扶助料受給に変わりはないが、
父母は扶養扶助料を取消されて他に何等の恩恵にも
も浴し得ないばかりか、妻の失資格の場合にお
いても何等の待遇も受け得られない。

四、(二)の父母と(三)の父母と戦死者との関係におい
て何等の異なるところがないのみか、妻と同居
していた父母は、むしろ戦死者と親近であつた
と解されるにちがひわらず、一方が優遇を受け
るに反し全く顧みられず冷たく遇ぜられる。

五、(一)の父母は扶養扶助料を受けたとき、遺族年金
を放棄する手続をとつたために、扶助料継承の
資格を得たのであつても、当初から別居の父母
が遺族年金を増額される資格に比べて、実質に
おいて何の優遇ともなつてない。

六、(二)の場合、別居するに至つた原因はほとんど
が妻の事情によるものであつて老いたる父母は
自らの意思に反して取り残され置き去られ國に

も見離されがるところのない悲境に追い込まれ
たまことに不幸わせな戦死者遺族といふべき
である。

七、別居せざるを得なくなつた父母と、当初か
ら別居していた父母とにに対する國の処遇に何が
故に上述の如き雲でいの差があるか、法意の
理解に苦しみ納得しがたい。

第二二六八号 昭和四十一年四月三十日受理
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に關
する請願

請願者 福岡市住吉宮前町三四八 古沢章

紹介議員 松本治一郎君

一

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二二七〇号 昭和四十一年四月三十日受理
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に關
する請願

請願者 山口市大附一 藤井達勝

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二二三一九号 昭和四十一年五月七日受理
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に關
する請願

請願者 高知市田渕町六六 岡村啓外二名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二二三二〇号 昭和四十一年五月九日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 広島県大竹市西栄三ノ一ノ一四

株式会社アサヒランドリー社長

藤原猛

中津井 真君

この請願の趣旨は、第一二三六七号と同じである。

第二二三二一号 昭和四十一年五月九日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 高知市田渕町六六 岡村啓外二名

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二二三二二号 昭和四十一年五月九日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 兵庫県姫路市梅ヶ枝町八七二 堀

紹介議員 江達抜

この請願の趣旨は、第二二三六七号と同じである。

第二二三二三号 昭和四十一年五月九日受理
療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に關
する請願

請願者 鳥取県米子市中町一四七

紹介議員 育田源太郎君

この請願の趣旨は、第二二三号と同じである。

第二二三六四号 昭和四十一年五月九日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 京都市中京区西ノ京北円町四七

都府クリーニング環境衛生同業組

合内 三上隆

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第一二三六七号と同じである。

第二二三六五号 昭和四十一年五月十一日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 広島県佐伯郡五日市町楽々園田国

道兒玉武瑠

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第一二三六七号と同じである。

第二二三六六号 昭和四十一年五月十一日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 広島県佐伯郡五日市町樂々園田国

道兒玉武瑠

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第一二三六七号と同じである。

第二二三六七号 昭和四十一年五月十一日受理
クリーニング業法の一部改正に関する請願

請願者 広島県佐伯郡五日市町樂々園田国

道兒玉武瑠

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第一二三六七号と同じである。

第二二三六八号 昭和四十一年五月九日受理
原爆被害者援護法制定並びに原子爆弾被爆者の医
療等に関する法律改正に関する請願(十七通)

請願者 広島県佐伯郡能美町高田 下井田

芳夫外百八十二名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二二二三三号と同じである。

第二二三六九号 昭和四十一年五月九日受理
原爆被害者援護法制定並びに原子爆弾被爆者の医
療等に関する法律改正に関する請願(十通)

請願者 広島県高田郡白木町志路五、五一

二ノ一大崎義雄外二百八十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二二二三三号と同じである。

第二二三七〇号 昭和四十一年五月九日受理
原爆被害者援護法制定並びに原子爆弾被爆者の医
療等に関する法律改正に関する請願(十通)

請願者 広島県高田郡八千代町佐々井 天

清光雄外百八十七名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二二二三三号と同じである。

第二二二九四号 昭和四十一年五月四日受理

原爆被害者援護法制定並びに原子爆弾被爆者の医
療等に関する法律改正に関する請願(四十八通)

請願者 広島県佐伯郡能美町高田 中下貞

夫大三百八十三名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二二二三三号と同じである。

第二二三〇一号 昭和四十一年五月六日受理

原爆被害者援護法制定並びに原子爆弾被爆者の医
療等に関する法律改正に関する請願

請願者 東京都葛飾区上千葉町一、一二四

五 中馬蒸外八千五十五名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第二二二三三号と同じである。

第二二三〇二号 昭和四十一年五月七日受理

原爆被害者援護法制定並びに原子爆弾被爆者の医
療等に関する法律改正に関する請願(二十三通)

請願者 広島県高田郡八千代町勝田 岡崎

直一外四百十三名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二二二三三号と同じである。

第二二三〇三号 昭和四十一年五月九日受理

原爆被害者援護法制定並びに原子爆弾被爆者の医
療等に関する法律改正に関する請願(十通)

請願者 広島県佐伯郡能美町高田 下井田

芳夫外百八十二名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二二二三三号と同じである。

第二二三〇四号 昭和四十一年五月九日受理

原爆被害者援護法制定並びに原子爆弾被爆者の医
療等に関する法律改正に関する請願(十通)

請願者 広島県高田郡白木町志路五、五一

二ノ一大崎義雄外二百八十九名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二二二三三号と同じである。

第一五三号 昭和四十一年五月十一日受理

原爆被害者援護法制定並びに原子爆弾被爆者の医療等に関する法律改正に関する請願(十五通)

請願者 広島県高田郡八千代町 清水初外

二百一名

この請願の趣旨は、第二一二三号と同じである。

紹介議員 藤田 進君

第三〇〇号 昭和四十一年五月六日受理

生活保護法の実施要領に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡水巻町大字吉田八六

三 浦田重夫

紹介議員 高山 恒雄君

生活保護法の実施要領について、左記のとおり改正されたい。

一、基礎控除を五十パーセント程度に引き上げること。

二、お盆、年末等の市町村の見舞金等について収入認定をしないこと。

三、学生服の中間取替えをすること。

四、自立更生のための保護決定前のミシンの使用を認めること。

五、就職後も自立のため、三箇月間は保護費を支給すること。

理由

私達は、社会保障制度の恩恵を感じておらず、一方生活保護を永久に受けようとは毛頭考へず一日も早く健康体となり、安定した職場を探し出し、自立更生して希望ある生活、幸福な生活をしたいと努力しているが、意の如くならず、三年、四年となり心痛している。それとも、月のうち十日間程度拾い仕事をすれば収入認定をされ、過去の借金も返済できずいたずらに心ばかりがあせり、受給期間が長くなる。その間、子供も成長し小学校一年生から六年生までの間には、どうしても、学生服の取替え等をしてもらいたいが、現在の生活保護法の実施要領では支給できないようになつており、破損のまま着用させざるを得ない状

態である。

第二三〇六号 昭和四十一年五月六日受理

戦傷病者特別援護法是正に関する請願

請願者 石川県金沢市清川町一〇〇二〇財

田保久外一名

この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

紹介議員 任田 新治君

第二四〇〇号 昭和四十一年五月十日受理

戦傷病者特別援護法是正に関する請願

請願者 岡山市石関町二ノ二岡山県傷痍軍人会会長 德

内新潟県傷痍軍人会内 渡辺直一

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一四九五号と同じである。

第二四六六号 昭和四十一年五月十日受理

戦傷病者特別援護法是正に関する請願

請願者 新潟市一番堀三ノ三県庁第二分館

内新潟県傷痍軍人会内 渡辺直一

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一四九四号と同じである。

第二三〇七号 昭和四十一年五月六日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、同一時金に係わる不均衡は正に関する請願

請願者 石川県金沢市清川町一〇〇二〇財

田保久外一名

紹介議員 任田 新治君

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第二四〇一号 昭和四十一年五月十日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、同一時金に係わる不均衡は正に関する請願

請願者 岡山市石関町二ノ二岡山県傷痍軍人会

同和対策審議会答申の完全実施に関する請願

請願者 中村 波男君

紹介議員 人会内 小坂喜代二外一名

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

紹介議員 木村 陸男君

第二四六七号 昭和四十一年五月十日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金、同一時金に係わる不均衡は正に関する請願

請願者 新潟市一番堀三ノ三県庁第二分館

内新潟県傷痍軍人会内 渡辺直一

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

紹介議員 郎

第二三三三号 昭和四十一年五月七日受理

同和対策審議会答申の完全実施に関する請願

請願者 鹿児島県大口市駅通銀座マーケット内

ト内 村岡二三次外一名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三三三号 昭和四十一年五月七日受理

同和対策審議会答申の完全実施に関する請願

請願者 大阪府箕面市桜ヶ丘六九九 岸上

繁雄外一名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三三七号 昭和四十一年五月九日受理

同和対策審議会答申の完全実施に関する請願

請願者 熊本県菊池市西寺一、三七八 富

岡信義外一名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三三七号 昭和四十一年五月九日受理

同和対策審議会答申の完全実施に関する請願

請願者 熊本県菊池市西寺一、三七八 富

岡信義外一名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三三七号 昭和四十一年五月九日受理

同和対策審議会答申の完全実施に関する請願

請願者 熊本県菊池市西寺一、三七八 富

岡信義外一名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三三五号 昭和四十一年五月七日受理

同和対策審議会答申の完全実施に関する請願

請願者 佐賀県唐津市橋本町 浜本百太郎

外一名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三三六号 昭和四十一年五月七日受理

同和対策審議会答申の完全実施に関する請願

請願者 高知市本町三〇 東崎唯夫外一名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三三七号 昭和四十一年五月九日受理

同和対策審議会答申の完全実施に関する請願

請願者 山口市今市 金本謙次外一名

紹介議員 松本治一郎君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三三七号 昭和四十一年五月九日受理

同和対策審議会答申の完全実施に関する請願

請願者 熊本県菊池市西寺一、三七八 富

岡信義外一名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三三七号 昭和四十一年五月九日受理

同和対策審議会答申の完全実施に関する請願

請願者 熊本県菊池市西寺一、三七八 富

岡信義外一名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三三七号 昭和四十一年五月九日受理

同和対策審議会答申の完全実施に関する請願

請願者 熊本県菊池市西寺一、三七八 富

岡信義外一名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三三七号 昭和四十一年五月九日受理

同和対策審議会答申の完全実施に関する請願

請願者 群馬県高崎市倉賀野町南町 清塚

紹介議員 幾太郎外一名

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二三七八号 昭和四十一年五月九日受理

同和対策審議会答申の完全実施に關する請願
請願者 茨城県古河市中田区大山 田並惣
七外一名

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二四三七号 昭和四十一年五月十日受理
同和対策審議会答申の完全実施に關する請願
請願者 岐阜市元浜町川畔 北原泰作外一
名

紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二四三八号 昭和四十一年五月十日受理

同和対策審議会答申の完全実施に關する請願
請願者 徳島県小松島市中之郷町 橋本保
外一名

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二四三九号 昭和四十一年五月十日受理

同和対策審議会答申の完全実施に關する請願
請願者 広島市天満町三ノ五、一〇五
大

紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二四五〇号 昭和四十一年五月十日受理

同和対策審議会答申の完全実施に關する請願
請願者 香川県善通寺市中通六丁目 塩村
清志外一名

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二四四一号 昭和四十一年五月十日受理

同和対策審議会答申の完全実施に關する請願
請願者 三重県松阪市京町 上田音市外一
名

紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二四四二号 昭和四十一年五月十日受理

同和対策審議会答申の完全実施に關する請願
請願者 兵庫県小野市新都町大寺 小西弥
一郎外一名

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二四四三号 昭和四十一年五月十日受理

同和対策審議会答申の完全実施に關する請願
請願者 愛媛県北宇和郡津島町吉松 山下
友枝外一名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二四五一号 昭和四十一年五月十一日受理

同和対策審議会答申の完全実施に關する請願
請願者 千葉県東葛飾郡関宿町次木 竹沢
豊吉外一名

紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二四五二号 昭和四十一年五月十一日受理

同和対策審議会答申の完全実施に關する請願
請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ五五九
国昇外一名

紹介議員 濱谷 英行君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二四五三号 昭和四十一年五月七日受理

環境衛生關係營業の運営の適正化に關する法律の一部改正に關する請願
請願者 東京都港区港南二ノ七ノ一九全国
食肉環境衛生同業組合連合会会

同和対策審議会答申の完全実施に關する請願
請願者 静岡県袋井市岡崎 小松原喜作外
一名

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二五〇九号 昭和四十一年五月十一日受理

同和対策審議会答申の完全実施に關する請願
請願者 奈良県五条市大島 米田富外一名
紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二五一〇号 昭和四十一年五月十一日受理

同和対策審議会答申の完全実施に關する請願
請願者 和歌山県御防守市蘭 山田長之右門
外一名

紹介議員 野々山 三三君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二五一一号 昭和四十一年五月一日受理

同和対策審議会答申の完全実施に關する請願
請願者 岡山県英田郡作東町川北 岡咲外
一名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二五一二号 昭和四十一年五月十一日受理

同和対策審議会答申の完全実施に關する請願
請願者 杉佐 一郎外一名

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

第二五一三号 昭和四十一年五月七日受理

(一) 都道府県のほか、市町等の低利な預託金の導入が円滑化され、金ぐりが潤沢となり受取
れる。

(二) 政府系金融機関の代理店となることもでき
用評定が同業者間であるがゆえに各個の経営
内容が平常分明しているため、的確に行ない
れる。

紹介議員 長 小川伝治

環境衛生關係營業の運営の適正化に關する法律の一部改正に關する請願
請願者 鹿島 俊雄君

紹介議員 一郎
この請願の趣旨は、第一三九六号と同じである。

されるものも有利となること。

四 小口の貸付けが容易になされうること。
五 一般市中金融機關の業者による信託調査

に協力しうること。

の経営運営にも貢献しうること。

現は広島県環境衛生信用協同組合は、会員二千社の年歴史と実績しかないので、その営業成績は

逐年良好である。(別紙資料添付)

新設の制限、ないし禁止の命令が発せられた業種は、綿、織物、マツチ、タオル、清涼飲料、

精麦、自転車、タイヤ等二十五業種に達しているが、いずれもこの措置によつて生産販売が調

整されて効果をあげている。

する過度競争は、ますます深刻化しているが、こ

これを放置すれば経営の健全化から環境衛生の維持増進をはなはだしく阻害することになる。

また、最近新たに営業施設を開設する者が資本等の関係から適正な衛生措置を講じ得られない

狭い施設で営業する状況が増加しているので、作業工程ごとに最低の面積基準を設定し、

適正な衛生措置が確定されるようにする必要がある。

、環境衛生関係営業の各業は、いずれも中小零
細業が大部分を占めており、且合費过多、販賣

組合が大半分を占めており、組合費が多く徴収することは困難なので、組合運営の経費は極力

節測しなければならない。

第二二三二八号 昭和四十一年五月七日受理
境衛生關係營業の運営の適正化に關する法律の

部改正に関する請願

東京都清國清原二丁目一六八號
食肉環境衛生同業組合連合会内
鳥山火雄

紹介議員 野々山一三君

の請願の趣旨は、第一二二一七号と同じである。

第一二三五八号 昭和四十一年五月九日受理 環境衛生関係營業の運営の適正化に關する法律の一部改正に關する請願 請願者 東京都港区港南二ノ七〇一九全国食肉環境衛生同業組合連合会内島村義雄
この請願の趣旨は、第二二三二七号と同じである。
第一二三五九号 昭和四十一年五月九日受理 環境衛生関係營業の運営の適正化に關する法律の一部改正に關する請願 請願者 東京都台東区根岸三ノ一ノ一〇
紹介議員 北畠 敦真君 永野英明
この請願の趣旨は、第二二三二七号と同じである。
第一二三六〇号 昭和四十一年五月九日受理 環境衛生関係營業の運営の適正化に關する法律の一部改正に關する請願 請願者 東京都中央区銀座東三ノ四東銀座
紹介議員 山崎 齋君 合会内 加藤巖雄
この請願の趣旨は、第二二三二七号と同じである。
第一二三六一号 昭和四十一年五月九日受理 環境衛生関係營業の運営の適正化に關する法律の一部改正に關する請願 請願者 東京都中央区銀座東三ノ四東銀座連
紹介議員 山本茂一郎君 ビル全国興行環境衛生同業組合連
この請願の趣旨は、第二二三二七号と同じである。
第一二四九九号 昭和四十一年五月十一日受理 環境衛生関係營業の運営の適正化に關する法律の一部改正に關する請願 請願者 東京都新宿区東大久保二ノ七八
紹介議員 黒木 利克君 全全国理容環境衛生同業組合連合会 理事長 高橋幸嗣
この請願の趣旨は、第二二三二七号と同じである。
第一二五〇〇号 昭和四十一年五月十一日受理 環境衛生関係營業の運営の適正化に關する法律の一部改正に關する請願 請願者 東京都葛飾区亀有四ノ七三二一 山田弥一
紹介議員 丸茂 重貞君 田秀雄外八十九名
この請願の趣旨は、第二二三二七号と同じである。
第一二五四一號 昭和四十一年五月十一日受理 環境衛生関係營業の運営の適正化に關する法律の一部改正に關する請願 請願者 東京都港区港南二ノ七〇一九全国食肉環境衛生同業組合連合会内太田秀雄
紹介議員 日高 広為君
この請願の趣旨は、第二二三二七号と同じである。
第一二四五七号 昭和四十一年五月十日受理 環境衛生関係營業の運営の適正化に關する法律の一部改正に關する請願 請願者 東京都港区新橋一ノ五ノ六芝口五
紹介議員 丸山 喬平君
この請願の趣旨は、第二二三二七号と同じである。
第一二五〇一号 昭和四十一年五月十一日受理 環境衛生関係營業の運営の適正化に關する法律の一部改正に關する請願 請願者 東京都千代田区東神田一ノ一〇
紹介議員 内藤督三郎君 合会内 岡崎久太郎
この請願の趣旨は、第二二三二七号と同じである。
第一二五五三号 昭和四十一年五月十一日受理 環境衛生関係營業の運営の適正化に關する法律の一部改正に關する請願 請願者 東京都港区新橋一ノ五ノ六芝口五
紹介議員 北村 峰君 号館四階全国喫茶業環境衛生同業組合連合会内山本鉄江
この請願の趣旨は、第二二三二七号と同じである。
第一二五六六号 昭和四十一年五月九日受理 健康保険制度の緊急改善に關する請願 請願者 東京都江戸川区松本町八八三 黒田秀雄外八十九名
紹介議員 野坂 参三君 外七十八名
この請願の趣旨は、第二二一八六号と同じである。
第一二五一四号 昭和四十一年五月十一日受理 健康保険制度の緊急改善に關する請願 請願者 新潟県新発田市大栄町一 渡辺均
紹介議員 杉山善太郎君 外七十八名
この請願の趣旨は、第二二一八六号と同じである。
第一二五一五号 昭和四十一年五月十一日受理 健康保険制度の緊急改善に關する請願 請願者 東京都港区麻布十番二ノ一四 吉

成博孝外八十七名

紹介議員 木村祐八郎君
この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二五六号 昭和四十一年五月十一日受理

健康保険制度の緊急改善に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨本町一五 藤田

三郎外百九十九名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第二一八六号と同じである。

第二三五七号 昭和四十一年五月九日受理

社会保険診療報酬支払期日の法制化に関する請願

請願者 東京都小平市小川東町二一、〇三

二 吉野正男外四百七十七名

紹介議員 野坂 參三君

社会保険の診療報酬の支払いについて、左記事項のすみやかな法制化を図られたい。

一、社会保険の診療報酬は、保険医療機関が請求

書を、社会保険診療報酬支払基金に提出した月の翌月二十五日までに、保険医に支払うこと。

二、支払いが前項の期日をこえる場合には「政府契約の支払等遅延防止法」に準じ、定額の利子を支払うこと。

理由

一、近時、社会保険財政の赤字等にからんで、診療報酬の支払いは漸次遅延し、従来の支払予定期内に支払われないものもあらわれ、また近い将来、支払不能となるおそれがある。行政当局からも公言される状態になつてきた。

二、保険医は不适当に低廉な診療報酬のもとで、自己の長時間過重労働や、従業員の酷使、または医療施設の食いつぶしなどで、わずかに診療報酬を維持してきているが、このよろくな中で診療報酬支払いの遅延は、まさに致命的なものである。これはひいては国民医療に破滅的な影響を及ぼすことは必至である。

三、十数年前、「政府契約の支払等遅延防止法案」

可決の際の附帯決議（健康保険等の診療報酬の支払いについても本法を適用）の主旨を今日再び尊重されるよう考慮されたい。

第二三九八号 昭和四十一年五月十日受理

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の不均衡

是正に関する請願

請願者 長野県更埴市大字屋代傷痍軍人埴

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一四九三号と同じである。

第二四六号 昭和四十一年五月十日受理

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の不均衡

是正に関する請願

請願者 人会内 小坂喜代二外二名

紹介議員 木村 陸男君

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第二四六三号 昭和四十一年五月十日受理

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の不均衡

是正に関する請願

請願者 新潟市一番堀三ノ三原府第二分館

内新潟県傷痍軍人会 内 渡辺直一郎

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一四九二号と同じである。

第二四六四号 昭和四十一年五月十日受理

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡

是正に関する請願

請願者 岡山市石園町二一ノ岡山県傷痍軍

人会内 小坂喜代二外二名

紹介議員 木村 陸男君

この請願の趣旨は、第一四九三号と同じである。

第二四九九号 昭和四十一年五月十日受理

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡

是正に関する請願

請願者 岡山市石園町二一ノ岡山県傷痍軍

人会内 小坂喜代二外二名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一四九三号と同じである。

第二四六五号 昭和四十一年五月十日受理

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡

是正に関する請願

請願者 長野県更埴市大字屋代傷痍軍人埴

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一四九三号と同じである。

第二四八号 昭和四十一年五月十日受理

衛生検査技師法の一部改正に関する請願

請願者 東京都江東区深川千田町二 高橋

紹介議員 瓜生 清君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第二四九七号 昭和四十一年五月十一日受理

衛生検査技師法の一部改正に関する請願

請願者 福島県郡山市虎丸福島県衛生検査

技師会内 落合玄一

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一四一八号と同じである。

第二四九六号 昭和四十一年五月十一日受理

老齢福祉年金増額に関する請願（九通）

請願者 福島県東白川郡古殿町字竹貫五

九 菅生庄作外六百五十名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一四九三号と同じである。

第二四六四号 昭和四十一年五月十日受理

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡

是正に関する請願

請願者 新潟市一番堀三ノ三原府第二分館

内新潟県傷痍軍人会 内 渡辺直一郎

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一四九三号と同じである。

第二四六六号 昭和四十一年五月十一日受理

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡

是正に関する請願

請願者 福島県東白川郡古殿町字竹貫五

九 菅生庄作外六百五十名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一四九三号と同じである。

第二四六七号 昭和四十一年五月十一日受理

戦傷病者等の妻に対する特別給付金の不均衡

是正に関する請願

請願者 福島県郡山市虎丸福島県衛生検査

技師会内 落合玄一

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一四九三号と同じである。

第二四六八号 昭和四十一年五月十一日受理

老齢福祉年金増額に関する請願（九通）

請願者 福島県東白川郡古殿町字竹貫五

九 菅生庄作外六百五十名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一四九三号と同じである。

第二四六九号 昭和四十一年五月十一日受理

老齢福祉年金増額に関する請願（九通）

請願者 福島県東白川郡古殿町字竹貫五

九 菅生庄作外六百五十名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一四九三号と同じである。

第二四七〇号 昭和四十一年五月十一日受理

老齢福祉年金増額に関する請願（九通）

請願者 福島県東白川郡古殿町字竹貫五

九 菅生庄作外六百五十名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第一四九三号と同じである。

第十五号中止請

ペレ 段 行 請 正

一 一 藤野 芳雄君 佐野 芳雄君

二 二 一 労働者

三 二 二 佐藤 芳雄君 佐野 芳雄君

四 二 二 一 労働者

五 二 二 一 労働者

六 二 二 一 労働者

七 二 二 一 労働者

八 二 二 一 労働者

九 二 二 一 労働者

一〇 二 二 一 労働者

一一 二 二 一 労働者

一二 二 二 一 労働者

昭和四十一年六月四日印刷

昭和四十一年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局